

平成 3 1 年第 1 回 廿日市市議会（第 1 回定例会）条例案新旧対照表

議案第 1 8 号	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
議案第 1 9 号	廿日市市部設置条例の一部を改正する条例	5
議案第 2 0 号	廿日市市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 2 1 号	廿日市市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例	9
議案第 2 2 号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	9 7
議案第 2 3 号	廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	1 0 5
議案第 2 4 号	廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例	1 0 7
議案第 2 5 号	はつかいちアルカディア設置及び管理条例を廃止する条例	1 0 9
議案第 3 8 号	過疎地域自立促進計画の変更について	1 1 1

議案第18号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

○職員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年条例第1号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（大学等教育施設） 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 （1） （略） （2） 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法<u>第104条第7項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）	（大学等教育施設） 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 （1） （略） （2） 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法<u>第104条第4項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

改正後	改正前
（技術管理者の資格） 第30条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（5）（略） （6） 学校教育法による短期大学<u>（同法による専門職大学の前期課程を含む。）</u>又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （7） 学校教育法による短期大学<u>（同法による専門職大学の前期課程を含む。）</u>又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （8）～（11）（略）	（技術管理者の資格） 第30条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（5）（略） （6） 学校教育法による短期大学_____又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した_____後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （7） 学校教育法による短期大学_____又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （8）～（11）（略）

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）<u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （4）～（8）（略） 2 （略） （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （3）（略） （4）前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>）については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （5）外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）<u>学校教育法による短期大学</u> <u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後</u> <u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （4）～（8）（略） 2 （略） （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 <u>、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者</u> <u>については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3）（略） （4）前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後 <u>、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者</u> <u>については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （5）外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学

改正後	改正前
科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生<u>（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （６）（略） ２（略）	科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生_____ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （６）（略） ２（略）

議案第19号

廿日市市部設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市部設置条例（昭和63年条例第5号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（部の設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 総務部 <u>経営企画部</u> 自治振興部 環境産業部 福祉保健部 建設部 （部の分掌事務） 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 （1）～（7） （略） <u>経営企画部</u> （1）～（6） （略） 自治振興部 （1）～（4） （略） 環境産業部 （1）～（5） （略） 福祉保健部 （1）～（4） （略） 建設部 （1）～（7） （略）	（部の設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 総務部 <u>分権政策部</u> 自治振興部 環境産業部 福祉保健部 建設部 （部の分掌事務） 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 （1）～（7） （略） <u>分権政策部</u> （1）～（6） （略） 自治振興部 （1）～（4） （略） 環境産業部 （1）～（5） （略） 福祉保健部 （1）～（4） （略） 建設部 （1）～（7） （略）

改正後	改正前
（庶務） 第 7 条 審議会の庶務は、<u>経営企画部</u>において処理する。	（庶務） 第 7 条 審議会の庶務は、<u>分権政策部</u>において処理する。

議案第20号

廿日市市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市行政財産の使用料に関する条例（昭和63年条例第33号）（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 建物を使用する場合の使用料 （会議等のため一時的に使用する場合） （略） （その他の場合）		別表第1（第2条関係） 建物を使用する場合の使用料 （会議等のため一時的に使用する場合） （略） （その他の場合）	
使用料月額	使用部分に相当する建物の価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として市長が評価した額とする。）に1,000分の5.8を乗じて得た額に、当該建物の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額を加算した額の範囲内において市長が定める額に100分の108を乗じて得た額。ただし、建物の壁面等のうち、市が指定する場所を使用して広告を掲出する場合の使用料は、1平方メートル当たり15,000円以内で市長が定める額に100分の108を乗じて得た額	使用料月額	使用部分に相当する建物の価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として市長が評価した額とする。）に1,000分の5.8を乗じて得た額に、当該建物の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額を加算した額の範囲内において市長が定める額に100分の108を乗じて得た額

議案第21号

廿日市市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市行政財産の使用料に関する条例（昭和63年条例第33号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第 1 （第 2 条関係） 建物を使用する場合の使用料 （会議等のため一時的に使用する場合）			別表第 1 （第 2 条関係） 建物を使用する場合の使用料 （会議等のため一時的に使用する場合）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
教室	1 室につき使用時間 4 時間までごとに	580円	教室	1 室につき使用時間 4 時間までごとに	570円
会議室	1 室につき使用時間 4 時間までごとに	970円から1,760円までの範囲内で市長が定める額	会議室	1 室につき使用時間 4 時間までごとに	960円から1,730円までの範囲内で市長が定める額
(その他の場合)			(その他の場合)		
使用料月額	使用部分に相当する建物の価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として市長が評価した額とする。）に1,000分の5.8を乗じて得た額に、当該建物の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額を加算した額の範囲内において市長が定める額に100分の110を乗じて得た額。ただし、建物の壁面等のうち、市が指定する場所を使用して広告を掲出する場合の使用料は、1 平方メートル当たり15,000円以内で市長が定める額に100分の110を乗じて得た額		使用料月額	使用部分に相当する建物の価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として市長が評価した額とする。）に1,000分の5.8を乗じて得た額に、当該建物の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額を加算した額の範囲内において市長が定める額に100分の108を乗じて得た額。ただし、建物の壁面等のうち、市が指定する場所を使用して広告を掲出する場合の使用料は、1 平方メートル当たり15,000円以内で市長が定める額に100分の108を乗じて得た額	
別表第 2 （第 2 条、第 3 条関係） 土地を使用する場合の使用料 （一時的催物のために使用する場合）			別表第 2 （第 2 条、第 3 条関係） 土地を使用する場合の使用料 （一時的催物のために使用する場合）		
単位	使用料		単位	使用料	
(略)			(略)		

改正後		改正前	
(建物敷地、物置場等として使用する場合)		(建物敷地、物置場等として使用する場合)	
使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額。ただし、使用期間が1月に満たないとき、又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、市長が定める額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額	使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額。ただし、使用期間が1月に満たないとき、又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、市長が定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額
(電気又は電気通信の線路設置又は上下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合)		(電気又は電気通信の線路設置又は上下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合)	
(略)		(略)	

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
（1）一般関係				（1）一般関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
（略）				（略）			
土地建物証明	1件	300円	証明用紙1枚（土地又は家屋5物件まで記載）をもって1件とする。2件以上は1件を増すごとに100円を加える。	土地建物証明	1件	300円	証明用紙1枚（土地又は家屋6物件まで記載）をもって1件とする。2件以上は1件を増すごとに100円を加える。
（略）				（略）			
（2）・（3）（略）				（2）・（3）（略）			
（4）福祉関係				（4）福祉関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設サービス事業者を除く。）の指定	1件	<u>2万円</u>	1申請をもって1件とする。	指定地域密着型サービス事業者の指定	1件	<u>2万円</u>	1申請をもって1件とする。
指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設サービス事業者を除く。）の指定の更新	1件	<u>1万円</u>	1申請をもって1件とする。	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	1件	<u>1万円</u>	1申請をもって1件とする。
指定地域密着型介護老人福祉施設サービス事業者の指定	1件	<u>3万円</u>	1申請をもって1件とする。	（新設）			
指定地域密着型介護老人福祉施設サービス事業者の指定の更新	1件	<u>1万5,000円</u>	1申請をもって1件とする。	（新設）			
（略）				（略）			
（5）建築関係				（5）建築関係			

改正後				改正前			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
(略)				(略)			
用途地域等における建築等の許可	1 件	18万円	1 申請をもって 1 件とする。	用途地域等における建築等の許可	1 件	18万円	1 申請をもって 1 件とする。
用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての許可	1 件	12万円	1 申請をもって 1 件とする。	(新設)			
住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられた建築物の用途地域における建築等の許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	(新設)			
(略)				(略)			
隣地境界線又は前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。	隣地境界線に面して壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
(略)				(略)			
既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の工事の全体計画の変更の認定	1 件	2 万 7, 000 円	1 申請をもって 1 件とする。	既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の工事の全体計画の変更の認定	1 件	2 万 7, 000 円	1 申請をもって 1 件とする。
既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画の認定	1 件	2 万 7, 000 円	1 申請をもって 1 件とする。	(新設)			
既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分	1 件	2 万 7, 000 円	1 申請をもって 1 件とする。	(新設)			

改正後				改正前			
けて用途の変更に伴う 工事を行う場合の工事 の全体計画の変更の認 定							
建築物の用途を変更し て一時的に興行場等と して使用する場合の許 可	1 件	12万円	1 申請をもって1 件とす る。	(新設)			
建築物の用途を変更し て一時的に特別興行場 等として使用する場 合の許可	1 件	16万円	1 申請をもって1 件とす る。	(新設)			
(6)～(9) (略)				(6)～(9) (略)			

改正後							改正前						
別表第1（第10条関係） 専用して使用する場合の使用料 1 廿日市市中央市民センター							別表第1（第10条関係） 専用して使用する場合の使用料 1 廿日市市中央市民センター						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで		12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
多目的ホール	2,680円	3,060円	3,450円	6,130円	6,520円	9,590円	多目的ホール	2,480円	2,840円	3,190円	5,680円	6,040円	8,880円
大研修室	870円	990円	1,110円	1,980円	2,110円	3,100円	大研修室	800円	920円	1,030円	1,840円	1,950円	2,880円
中研修室	520円	600円	670円	1,200円	1,270円	1,870円	中研修室	480円	550円	620円	1,110円	1,180円	1,730円
小研修室	390円	450円	500円	900円	960円	1,410円	小研修室	360円	420円	470円	840円	890円	1,310円
和室	320円	360円	410円	730円	780円	1,150円	和室	290円	340円	380円	680円	720円	1,060円
実習室	420円	480円	540円	960円	1,020円	1,500円	実習室	390円	440円	500円	890円	940円	1,390円
調理室	590円	670円	750円	1,350円	1,430円	2,100円	調理室	540円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,950円
備考 1～6（略） 2 廿日市市平良市民センター							備考 1～6（略） 2 廿日市市平良市民センター						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで		12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
大研修室	1,070円	1,230円	1,380円	2,460円	2,620円	3,850円	大研修室	970円	1,110円	1,250円	2,230円	2,360円	3,480円
第1小研修室	300円	340円	390円	690円	740円	1,080円	第1小研修室	270円	310円	350円	630円	660円	980円
第2小研修室	250円	290円	320円	580円	610円	900円	第2小研修室	230円	260円	290円	520円	550円	810円
第3小研修室	250円	290円	320円	580円	610円	900円	第3小研修室	230円	260円	290円	520円	550円	810円
研修室（和室1）	280円	320円	360円	650円	690円	1,020円	研修室（和室1）	250円	290円	330円	580円	620円	910円
研修室（和室2）	280円	320円	360円	640円	680円	1,000円	研修室（和室2）	250円	290円	330円	580円	620円	910円
調理室	470円	540円	600円	1,080円	1,150円	1,690円	調理室	420円	490円	550円	980円	1,040円	1,530円

改正後							改正前						
備考（略） 3 廿日市市原市民センター							備考（略） 3 廿日市市原市民センター						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
	まで		まで		まで	まで		まで		まで		まで	まで
大研修室	950円	1,090円	1,220円	2,180円	2,310円	3,410円	大研修室	860円	980円	1,110円	1,970円	2,090円	3,080円
研修室1	370円	420円	470円	850円	900円	1,330円	研修室1	330円	380円	430円	770円	810円	1,200円
研修室2	280円	320円	360円	650円	690円	1,010円	研修室2	250円	290円	330円	590円	620円	920円
和室1	160円	180円	200円	360円	390円	570円	和室1	140円	160円	180円	330円	340円	510円
和室2	260円	300円	340円	600円	640円	940円	和室2	240円	270円	300円	550円	570円	850円
児童室	140円	160円	180円	320円	340円	510円	児童室	120円	140円	160円	290円	300円	450円
調理室	520円	590円	660円	1,180円	1,260円	1,850円	調理室	470円	530円	600円	1,070円	1,130円	1,670円
備考（略） 4 廿日市市宮内市民センター							備考（略） 4 廿日市市宮内市民センター						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
	まで		まで		まで	まで		まで		まで		まで	まで
大研修室	1,090円	1,250円	1,400円	2,500円	2,650円	3,900円	大研修室	990円	1,130円	1,270円	2,260円	2,400円	3,530円
第1研修室(和室)	190円	220円	250円	450円	470円	700円	第1研修室(和室)	170円	200円	220円	400円	420円	620円
第2研修室(和室)	160円	190円	210円	380円	410円	600円	第2研修室(和室)	150円	170円	190円	340円	360円	530円
第3研修室	320円	360円	410円	730円	780円	1,150円	第3研修室	290円	330円	370円	670円	700円	1,040円
第4研修室	320円	360円	410円	730円	780円	1,150円	第4研修室	290円	330円	370円	670円	700円	1,040円
会議室	220円	250円	280円	510円	540円	800円	会議室	200円	230円	260円	460円	490円	720円
調理室	420円	480円	540円	960円	1,020円	1,500円	調理室	380円	430円	490円	870円	920円	1,360円

改正後							改正前								
備考（略） 5 廿日市市地御前市民センター							備考（略） 5 廿日市市地御前市民センター								
区分		基本使用料					区分		基本使用料						
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間			1日	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から			9時から	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
		12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで			21時30分 まで	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
講堂		1,220円	1,400円	1,570円	2,800円	2,980円	4,380円	講堂		1,110円	1,270円	1,430円	2,540円	2,700円	3,970円
会議室		280円	320円	370円	650円	700円	1,030円	会議室		260円	290円	330円	590円	620円	920円
講義室		270円	310円	350円	630円	670円	990円	講義室		250円	280円	320円	570円	600円	890円
集会室（和室） （1）		310円	350円	400円	710円	750円	1,110円	集会室（和室） （1）		280円	320円	360円	640円	680円	1,000円
集会室（和室） （2）		170円	200円	230円	410円	430円	640円	集会室（和室） （2）		160円	180円	200円	370円	380円	570円
研修室		270円	310円	350円	630円	670円	990円	研修室		250円	280円	320円	570円	600円	890円
児童室		140円	160円	180円	330円	350円	510円	児童室		130円	140円	160円	290円	300円	450円
調理実習室		560円	640円	720円	1,290円	1,370円	2,010円	調理実習室		510円	580円	650円	1,170円	1,230円	1,820円
備考（略） 6 廿日市市佐方市民センター							備考（略） 6 廿日市市佐方市民センター								
区分		基本使用料					区分		基本使用料						
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間			1日	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から			9時から	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
		12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで			21時30分 まで	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
大研修室	ホール	710円	820円	920円	1,640円	1,740円	2,560円	大研修室	ホール	650円	740円	830円	1,490円	1,570円	2,320円
	ステー ジ	530円	600円	680円	1,210円	1,290円	1,890円		ステー ジ	480円	550円	610円	1,100円	1,160円	1,710円
多目的室		550円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,960円	多目的室		490円	570円	640円	1,140円	1,210円	1,780円
第1研修室		320円	370円	420円	750円	790円	1,170円	第1研修室		290円	340円	380円	680円	720円	1,060円
第2研修室		320円	370円	420円	750円	790円	1,170円	第2研修室		290円	340円	380円	680円	720円	1,060円
第3研修室		370円	420円	470円	850円	900円	1,330円	第3研修室		330円	380円	430円	770円	810円	1,200円
工作室		170円	200円	230円	400円	430円	630円	工作室		160円	180円	200円	370円	380円	570円

改正後							改正前								
児童室		250円	290円	320円	580円	620円	910円	児童室		230円	260円	290円	520円	550円	810円
和室	和室 1	210円	240円	270円	490円	520円	770円	和室	和室 1	190円	220円	250円	450円	470円	700円
	和室 2	260円	290円	330円	590円	630円	930円			和室 2	230円	260円	300円	530円	560円
	水屋	80円	90円	100円	180円	200円	290円		水屋	70円	80円	90円	170円	170円	260円
調理室	実習室	590円	670円	760円	1,350円	1,430円	2,110円	調理室	実習室	530円	610円	680円	1,220円	1,290円	1,900円
	準備室	200円	230円	260円	470円	500円	730円			準備室	180円	210円	240円	420円	450円
備考（略）							備考（略）								
7 廿日市市阿品市民センター							7 廿日市市阿品市民センター								
区分	基本使用料						区分	基本使用料							
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1 日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1 日		
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分		
	まで		まで		まで	まで		まで		まで		まで	まで		
大研修室		950円	1,090円	1,230円	2,190円	2,330円	3,420円	大研修室		870円	990円	1,110円	1,980円	2,100円	3,090円
第 1 研修室		480円	550円	620円	1,110円	1,180円	1,740円	第 1 研修室		440円	500円	560円	1,000円	1,060円	1,560円
第 2 研修室		300円	350円	390円	700円	750円	1,100円	第 2 研修室		280円	320円	360円	640円	680円	1,000円
第 3 研修室		270円	310円	350円	630円	670円	980円	第 3 研修室		250円	280円	320円	570円	600円	890円
和室（第 1）		160円	180円	200円	360円	390円	570円	和室（第 1）		140円	160円	180円	330円	340円	510円
和室（第 2）		360円	410円	460円	820円	880円	1,290円	和室（第 2）		320円	370円	420円	750円	790円	1,170円
和室（第 3）		220円	250円	290円	510円	550円	800円	和室（第 3）		200円	230円	260円	460円	490円	720円
児童室		130円	150円	170円	300円	320円	480円	児童室		120円	130円	150円	270円	280円	420円
調理室		550円	630円	710円	1,260円	1,340円	1,980円	調理室		500円	570円	640円	1,140円	1,210円	1,780円
備考（略）							備考（略）								
8 廿日市市串戸市民センター							8 廿日市市串戸市民センター								
区分	基本使用料						区分	基本使用料							
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1 日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1 日		
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分		
	まで		まで		まで	まで		まで		まで		まで	まで		
大研修室		1,180円	1,350円	1,520円	2,710円	2,880円	4,240円	大研修室		1,070円	1,230円	1,380円	2,460円	2,610円	3,840円
第 1 研修室		560円	640円	720円	1,290円	1,370円	2,010円	第 1 研修室		510円	580円	650円	1,170円	1,230円	1,820円

改正後							改正前						
第2研修室	270円	310円	350円	620円	660円	970円	第2研修室	240円	280円	310円	560円	590円	870円
和室（第1）	250円	290円	330円	590円	630円	920円	和室（第1）	230円	260円	300円	530円	560円	830円
和室（第2）	210円	240円	270円	480円	510円	750円	和室（第2）	190円	210円	240円	430円	450円	670円
児童室	200円	230円	260円	470円	500円	740円	児童室	180円	210円	240円	430円	450円	670円
調理室	570円	650円	730円	1,300円	1,380円	2,030円	調理室	510円	590円	660円	1,180円	1,250円	1,840円
備考（略）							備考（略）						
9 廿日市市阿品台市民センター							9 廿日市市阿品台市民センター						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
	まで		まで		まで	まで		まで		まで		まで	まで
大研修室	1,310円	1,500円	1,690円	3,010円	3,200円	4,710円	大研修室	1,190円	1,360円	1,530円	2,730円	2,890円	4,260円
研修室1	500円	570円	650円	1,150円	1,220円	1,800円	研修室1	450円	520円	580円	1,040円	1,100円	1,620円
研修室2（児童室）	260円	290円	330円	590円	630円	930円	研修室2（児童室）	230円	270円	300円	540円	570円	840円
研修室3	280円	320円	360円	640円	680円	1,000円	研修室3	250円	290円	320円	580円	610円	900円
研修室4（和室）	250円	280円	320円	570円	610円	900円	研修室4（和室）	230円	260円	290円	520円	550円	810円
研修室5（和室）	140円	160円	180円	330円	350円	520円	研修室5（和室）	130円	150円	160円	300円	310円	460円
研修室6	260円	290円	330円	590円	630円	930円	研修室6	230円	270円	300円	540円	570円	840円
研修室7	340円	390円	440円	780円	830円	1,220円	研修室7	310円	350円	400円	710円	750円	1,110円
研修室8	510円	590円	660円	1,180円	1,250円	1,840円	研修室8	460円	530円	600円	1,070円	1,130円	1,670円
調理実習室	500円	570円	650円	1,150円	1,220円	1,800円	調理実習室	450円	520円	580円	1,040円	1,100円	1,620円
備考（略）							備考（略）						
10 廿日市市宮園市民センター							10 廿日市市宮園市民センター						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分		12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
	まで		まで		まで	まで		まで		まで		まで	まで
第1研修室	1,250円	1,420円	1,600円	2,850円	3,030円	4,460円	第1研修室	1,130円	1,290円	1,450円	2,590円	2,740円	4,040円
第2研修室	270円	310円	350円	630円	670円	980円	第2研修室	250円	280円	320円	570円	600円	890円

改正後						
第3研修室	360円	410円	460円	830円	880円	1,300円
第4研修室	270円	310円	350円	630円	670円	980円
第5研修室	270円	310円	350円	630円	670円	980円
和室（1）	260円	300円	340円	610円	640円	950円
和室（2）	170円	200円	220円	400円	430円	630円
児童室	130円	150円	170円	310円	330円	490円
調理室	550円	630円	710円	1,270円	1,350円	1,990円

備考（略）

1 1 廿日市市四季が丘市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
講堂	1,220円	1,400円	1,570円	2,800円	2,970円	4,370円
会議室	280円	320円	360円	640円	680円	1,010円
講義室	360円	420円	470円	840円	890円	1,310円
集会室（和室） （1）	160円	190円	210円	380円	410円	600円
集会室（和室） （2）	250円	290円	330円	580円	620円	910円
研修室（1）	270円	310円	350円	630円	670円	990円
研修室（2）	270円	310円	350円	630円	670円	990円
児童室	130円	140円	160円	290円	310円	460円
調理実習室	590円	670円	750円	1,350円	1,430円	2,110円

備考（略）

1 2 廿日市市友和市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分

改正前						
第3研修室	330円	370円	420円	750円	790円	1,170円
第4研修室	250円	280円	320円	570円	600円	890円
第5研修室	250円	280円	320円	570円	600円	890円
和室（1）	240円	270円	310円	550円	580円	860円
和室（2）	160円	180円	200円	360円	380円	560円
児童室	120円	140円	160円	280円	300円	440円
調理室	500円	570円	650円	1,150円	1,220円	1,800円

備考（略）

1 1 廿日市市四季が丘市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
講堂	1,110円	1,260円	1,420円	2,530円	2,680円	3,950円
会議室	250円	290円	320円	580円	610円	900円
講義室	330円	380円	420円	760円	800円	1,180円
集会室（和室） （1）	150円	170円	190円	350円	360円	540円
集会室（和室） （2）	230円	260円	300円	530円	560円	830円
研修室（1）	250円	280円	320円	570円	600円	890円
研修室（2）	250円	280円	320円	570円	600円	890円
児童室	110円	130円	150円	270円	280円	420円
調理実習室	530円	610円	680円	1,220円	1,290円	1,900円

備考（略）

1 2 廿日市市友和市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分

改正後								改正前							
		まで		まで		まで	まで			まで		まで		まで	まで
多目的ホ	ホール	1,530円	1,750円	1,970円	3,510円	3,730円	5,490円	多目的ホ	ホール	1,390円	1,590円	1,790円	3,180円	3,380円	4,970円
ール								ール							
	ステージ	620円	710円	800円	1,430円	1,520円	2,240円		ステージ	570円	650円	730円	1,300円	1,380円	2,030円
実習室		160円	190円	210円	380円	400円	600円	実習室		150円	170円	190円	340円	360円	530円
会議室		320円	370円	420円	740円	790円	1,160円	会議室		290円	330円	380円	670円	710円	1,050円
視聴覚室		520円	590円	670円	1,190円	1,260円	1,860円	視聴覚室		470円	540円	600円	1,080円	1,140円	1,680円
和室		450円	520円	580円	1,040円	1,110円	1,630円	和室		410円	470円	530円	940円	1,000円	1,470円
調理実習室		520円	590円	670円	1,190円	1,260円	1,860円	調理実習室		470円	540円	600円	1,080円	1,140円	1,680円
備考 (略)								備考 (略)							
1 3 廿日市市津田市民センター								1 3 廿日市市津田市民センター							
区分	基本使用料							区分	基本使用料						
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から			9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から	
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分			12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分	
	まで		まで		まで	まで			まで		まで		まで	まで	
第1会議室		500円	580円	650円	1,160円	1,230円	1,810円	第1会議室		460円	520円	590円	1,050円	1,110円	1,640円
第2会議室		820円	940円	1,060円	1,890円	2,010円	2,960円	第2会議室		750円	850円	960円	1,710円	1,810円	2,670円
第3会議室		420円	490円	550円	980円	1,040円	1,530円	第3会議室		380円	440円	500円	890円	940円	1,390円
第4会議室		570円	650円	730円	1,300円	1,390円	2,040円	第4会議室		510円	590円	660円	1,180円	1,250円	1,840円
和室		520円	600円	670円	1,200円	1,270円	1,870円	和室		470円	540円	610円	1,080円	1,150円	1,690円
調理室		900円	1,030円	1,160円	2,070円	2,200円	3,240円	調理室		820円	940円	1,050円	1,880円	1,990円	2,930円
視聴覚室		690円	780円	880円	1,570円	1,670円	2,460円	視聴覚室		620円	710円	800円	1,430円	1,510円	2,230円
創作室		570円	650円	730円	1,300円	1,380円	2,040円	創作室		510円	590円	660円	1,180円	1,250円	1,840円
備考 (略)								備考 (略)							
1 4 廿日市市吉和市民センター								1 4 廿日市市吉和市民センター							
区分	基本使用料							区分	基本使用料						
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から			9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から	
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分			12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分	
	まで		まで		まで	まで			まで		まで		まで	まで	

改正後						
大会議室	1,730円	1,980円	2,230円	3,970円	4,210円	6,200円
講義室	390円	450円	510円	910円	970円	1,420円
和室	360円	410円	460円	830円	880円	1,300円

備考 (略)

15 廿日市市大野市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
大会議室	1,710円	1,960円	2,210円	3,930円	4,170円	6,140円
第1研修室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円
第2研修室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円
第1会議室	330円	380円	420円	760円	810円	1,190円
第2会議室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円
視聴覚室	970円	1,100円	1,240円	2,210円	2,350円	3,460円
和室(茶室)	680円	780円	870円	1,560円	1,660円	2,440円
娯楽室	180円	200円	230円	410円	440円	640円
第1実技実習室	470円	540円	610円	1,090円	1,150円	1,700円
第2実技実習室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円
プレイルーム	390円	450円	510円	910円	960円	1,420円
調理実習室	860円	990円	1,110円	1,980円	2,100円	3,090円
展示ホール	1,560円	1,780円	2,010円	3,570円	3,790円	5,580円

備考

1・2 (略)

16 廿日市市大野西市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで

改正前						
大会議室	1,610円	1,840円	2,070円	3,680円	3,910円	5,750円
講義室	360円	410円	460円	820円	870円	1,280円
和室	330円	370円	420円	750円	790円	1,170円

備考 (略)

15 廿日市市大野市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
大会議室	1,550円	1,780円	2,000円	3,560円	3,780円	5,560円
第1研修室	600円	690円	770円	1,380円	1,460円	2,150円
第2研修室	600円	690円	770円	1,380円	1,460円	2,150円
第1会議室	300円	340円	380円	690円	720円	1,070円
第2会議室	600円	690円	770円	1,380円	1,460円	2,150円
視聴覚室	880円	1,000円	1,130円	2,010円	2,130円	3,140円
和室(茶室)	620円	700円	790円	1,410円	1,490円	2,200円
娯楽室	160円	180円	210円	370円	390円	580円
第1実技実習室	430円	490円	550円	980円	1,040円	1,530円
第2実技実習室	600円	690円	770円	1,380円	1,460円	2,150円
プレイルーム	360円	410円	460円	820円	870円	1,280円
調理実習室	780円	890円	1,000円	1,790円	1,890円	2,790円
展示ホール	1,410円	1,620円	1,820円	3,240円	3,440円	5,060円

備考

1・2 (略)

16 廿日市市大野西市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで

改正後						
大研修室	4,350円	4,970円	5,590円	9,950円	10,570円	15,540円
第1研修室	480円	550円	620円	1,110円	1,180円	1,740円
第2研修室	480円	550円	620円	1,110円	1,180円	1,740円
会議室	500円	570円	640円	1,140円	1,210円	1,780円
和室	360円	410円	460円	820円	870円	1,280円
実技実習室	520円	600円	670円	1,200円	1,280円	1,880円
児童室	420円	480円	540円	970円	1,030円	1,520円
調理実習室	540円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,960円

備考 (略)

17 廿日市市大野東市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
	まで		まで		まで	まで
研修室1	800円	920円	1,030円	1,840円	1,950円	2,880円
研修室2	750円	850円	960円	1,710円	1,820円	2,680円
研修室3	1,120円	1,280円	1,440円	2,570円	2,730円	4,020円
研修室4	370円	420円	470円	840円	890円	1,320円
多目的室	240円	270円	310円	550円	580円	860円
工作室	370円	420円	470円	840円	890円	1,320円
和室	250円	280円	320円	570円	600円	890円
調理実習室	520円	590円	660円	1,190円	1,260円	1,860円

備考 (略)

18 廿日市市宮島市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
	まで		まで		まで	まで
研修室	980円	1,120円	1,270円	2,250円	2,390円	3,520円

改正前						
大研修室	4,030円	4,610円	5,180円	9,220円	9,800円	14,410円
第1研修室	440円	500円	560円	1,010円	1,060円	1,570円
第2研修室	440円	500円	560円	1,010円	1,060円	1,570円
会議室	450円	510円	580円	1,030円	1,090円	1,610円
和室	320円	370円	410円	740円	780円	1,150円
実技実習室	470円	540円	610円	1,090円	1,150円	1,700円
児童室	380円	440円	490円	880円	930円	1,370円
調理実習室	490円	560円	630円	1,130円	1,190円	1,760円

備考 (略)

17 廿日市市大野東市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
	まで		まで		まで	まで
研修室1	790円	910円	1,020円	1,820円	1,930円	2,840円
研修室2	740円	840円	950円	1,690円	1,790円	2,640円
研修室3	1,110円	1,270円	1,420円	2,540円	2,690円	3,960円
研修室4	360円	410円	470円	830円	880円	1,300円
多目的室	230円	270円	300円	540円	570円	850円
工作室	360円	410円	470円	830円	880円	1,300円
和室	240円	280円	310円	560円	600円	880円
調理実習室	510円	580円	660円	1,170円	1,240円	1,830円

備考 (略)

18 廿日市市宮島市民センター

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分	17時まで	21時30分	17時まで	21時30分	21時30分
	まで		まで		まで	まで
研修室	890円	1,020円	1,150円	2,040円	2,170円	3,190円

改正後							改正前						
和室	390円	440円	500円	890円	940円	1,390円	和室	350円	400円	450円	810円	850円	1,260円
調理室	760円	870円	980円	1,750円	1,860円	2,740円	調理室	690円	790円	890円	1,590円	1,680円	2,480円
備考 (略)							備考 (略)						
19 廿日市市宮島杉之浦市民センター							19 廿日市市宮島杉之浦市民センター						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から
	12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで		12時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
大研修室	1,170円	1,340円	1,500円	2,680円	2,840円	4,180円	大研修室	1,060円	1,210円	1,360円	2,430円	2,570円	3,790円
小研修室(1)	260円	290円	330円	590円	630円	930円	小研修室(1)	230円	270円	300円	540円	570円	840円
小研修室(2)	260円	290円	330円	590円	630円	930円	小研修室(2)	230円	270円	950円	540円	570円	840円
和室(1)	210円	240円	270円	490円	520円	770円	和室(1)	190円	220円	250円	450円	470円	300円
和室(2)	170円	190円	220円	390円	420円	620円	和室(2)	150円	180円	200円	360円	380円	560円
防音室	320円	360円	410円	730円	780円	1,140円	防音室	290円	330円	370円	660円	700円	1,030円
児童室	160円	190円	210円	380円	400円	590円	児童室	150円	170円	190円	340円	360円	530円
調理室	580円	670円	750円	1,340円	1,420円	2,090円	調理室	530円	600円	680円	1,210円	1,280円	1,890円
備考 (略)							備考 (略)						

改正後							改正前						
別表（第7条関係）							別表（第7条関係）						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
多目的ホール	<u>1,620円</u>	<u>1,850円</u>	<u>2,080円</u>	<u>3,710円</u>	<u>3,940円</u>	<u>5,800円</u>	多目的ホール	<u>1,470円</u>	<u>1,680円</u>	<u>1,890円</u>	<u>3,360円</u>	<u>3,570円</u>	<u>5,250円</u>
農事研修室	<u>370円</u>	<u>420円</u>	<u>480円</u>	<u>850円</u>	<u>910円</u>	<u>1,340円</u>	農事研修室	<u>340円</u>	<u>380円</u>	<u>430円</u>	<u>770円</u>	<u>810円</u>	<u>1,200円</u>
視聴覚室	<u>460円</u>	<u>530円</u>	<u>590円</u>	<u>1,060円</u>	<u>1,120円</u>	<u>1,650円</u>	視聴覚室	<u>420円</u>	<u>480円</u>	<u>540円</u>	<u>960円</u>	<u>1,020円</u>	<u>1,500円</u>
教養娯楽室	<u>670円</u>	<u>770円</u>	<u>860円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,640円</u>	<u>2,410円</u>	教養娯楽室	<u>610円</u>	<u>690円</u>	<u>780円</u>	<u>1,390円</u>	<u>1,470円</u>	<u>2,170円</u>
調理実習室	<u>420円</u>	<u>480円</u>	<u>540円</u>	<u>960円</u>	<u>1,020円</u>	<u>1,510円</u>	調理実習室	<u>380円</u>	<u>430円</u>	<u>490円</u>	<u>870円</u>	<u>920円</u>	<u>1,360円</u>
備考 1～6（略）							備考 1～6（略）						

改正後							改正前						
別表（第7条関係）							別表（第7条関係）						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
多目的ホール	<u>2,090円</u>	<u>2,390円</u>	<u>2,690円</u>	<u>4,780円</u>	<u>5,080円</u>	<u>7,470円</u>	多目的ホール	<u>1,890円</u>	<u>2,160円</u>	<u>2,440円</u>	<u>4,330円</u>	<u>4,600円</u>	<u>6,770円</u>
第一研修室	<u>710円</u>	<u>810円</u>	<u>920円</u>	<u>1,630円</u>	<u>1,740円</u>	<u>2,550円</u>	第一研修室	<u>640円</u>	<u>740円</u>	<u>830円</u>	<u>1,480円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,310円</u>
第二研修室	<u>330円</u>	<u>380円</u>	<u>430円</u>	<u>770円</u>	<u>820円</u>	<u>1,200円</u>	第二研修室	<u>300円</u>	<u>350円</u>	<u>390円</u>	<u>700円</u>	<u>740円</u>	<u>1,090円</u>
視聴覚室	<u>620円</u>	<u>710円</u>	<u>800円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,510円</u>	<u>2,230円</u>	視聴覚室	<u>560円</u>	<u>640円</u>	<u>720円</u>	<u>1,290円</u>	<u>1,360円</u>	<u>2,010円</u>
調理実習室	<u>710円</u>	<u>810円</u>	<u>920円</u>	<u>1,630円</u>	<u>1,740円</u>	<u>2,550円</u>	調理実習室	<u>640円</u>	<u>740円</u>	<u>830円</u>	<u>1,480円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,310円</u>
備考 1～6（略）							備考 1～6（略）						

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
1 市民活動センター				1 市民活動センター			
(1) 第1研修室、第2研修室、第3研修室及び和室				(1) 第1研修室、第2研修室、第3研修室及び和室			
区分	使用料の額			区分	使用料の額		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
	9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時30分まで		9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時30分まで
第1研修室	<u>610円</u>	<u>1,020円</u>	<u>910円</u>	第1研修室	<u>600円</u>	<u>1,010円</u>	<u>900円</u>
第2研修室	300円	510円	460円	第2研修室	300円	510円	460円
第3研修室	200円	340円	300円	第3研修室	200円	340円	300円
和室	170円	290円	260円	和室	170円	290円	260円
備考				備考			
1～3（略）				1～3（略）			
(2)（略）				(2)（略）			

改正後							改正前						
別表（第10条関係） 施設使用料							別表（第10条関係） 施設使用料						
利用時間 名称	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで	利用時間 名称	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
会議室	330円	380円	430円	<u>780円</u>	<u>820円</u>	<u>1,220円</u>	会議室	330円	380円	430円	<u>770円</u>	<u>810円</u>	<u>1,200円</u>
研修室	150円	170円	190円	350円	360円	<u>550円</u>	研修室	150円	170円	190円	350円	360円	<u>540円</u>
教養娯楽室	90円	100円	110円	200円	210円	310円	教養娯楽室	90円	100円	110円	200円	210円	310円
生活改善室	110円	120円	140円	250円	260円	390円	生活改善室	110円	120円	140円	250円	260円	390円
備考（略）							備考（略）						

改正後								改正前							
別表（第9条関係）								別表（第9条関係）							
区分		基本使用料						区分		基本使用料					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
		9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで			9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
多目的ホール	全区画	8,180円	9,350円	9,350円	18,700円	19,880円	29,230円	多目的ホール	全区画	8,040円	9,180円	9,180円	18,360円	19,520円	28,700円
	2分の1区画	4,090円	4,670円	4,670円	9,350円	9,940円	14,610円		2分の1区画	4,020円	4,590円	4,590円	9,180円	9,760円	14,350円
備考 1・2（略）								備考 1・2（略）							

改正後				改正前			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
区分		単位		区分		単位	
浴室	個人	幼児	100円から300円まで	浴室	個人	幼児	100円から260円まで
		小学校児童	200円から600円まで			小学校児童	200円から520円まで
		その他12歳以上の者	330円から1,000円まで			その他12歳以上の者	330円から1,040円まで
	団体（20人以上）	幼児	50円から150円まで		団体（20人以上）	幼児	50円から130円まで
		小学校児童	150円から450円まで			小学校児童	150円から390円まで
		その他12歳以上の者	230円から690円まで			その他12歳以上の者	230円から780円まで
備考（略）				備考（略）			

○廿日市市吉和オートガーデン設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 3 4 号）【第 1 0 条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表（第 6 条関係）			別表（第 6 条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
農園	1 区画 1 年につき	<u>13,030円</u>	農園	1 区画 1 年につき	<u>12,800円</u>

改正後			改正前		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
区分	単位	利用料金の範囲	区分	単位	利用料金の範囲
野外ステージ	1日につき	<u>5,340円から16,030円まで</u>	野外ステージ	1日につき	<u>10,000円から15,000円まで</u>
キャンプ場	宿泊1人につき	<u>400円から1,210円まで</u>	キャンプ場	宿泊1人につき	<u>400円から1,040円まで</u>
	日帰り1人につき	<u>200円から600円まで</u>		日帰り1人につき	<u>200円から520円まで</u>
ライトハウス （専用利用に限る。）	1時間までごとに	<u>400円から1,210円まで</u>	ライトハウス （専用利用に限る。）	1時間までごとに	<u>400円から1,040円まで</u>
シャワー	1人1回につき	<u>100円から300円まで</u>	シャワー	1人1回につき	<u>100円から260円まで</u>
備考（略）			備考（略）		

改正後			改正前		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
配湯設備使用料	温泉水供給許可1件につき	<u>2,780,550円</u>	配湯設備使用料	温泉水供給許可1件につき	<u>2,730,000円</u>
基本使用料	1月につき50立方メートルまで	<u>10,690円</u>	基本使用料	1月につき50立方メートルまで	<u>10,500円</u>
超過使用料	1月につき50立方メートルを超え1立方メートルまでごとに	<u>187円</u>	超過使用料	1月につき50立方メートルを超え1立方メートルまでごとに	<u>184円</u>
メーター使用料	1月につき	<u>106円</u>	メーター使用料	1月につき	<u>105円</u>

改正後					改正前									
別表第2（第10条関係）					別表第2（第10条関係）									
区分			単位	利用料金の範囲		区分			単位	利用料金の範囲				
シャワー（水）	小学生以上の者		1人1回につき	100円から 300円まで		シャワー（水）	小学生以上の者		1人1回につき	100円から 260円まで				
シャワー（温水）			1人1回につき	150円から 450円まで		シャワー（温水）			1人1回につき	150円から 390円まで				
風呂	幼児		1人1回につき	70円から 220円まで		風呂	幼児		1人1回につき	70円から 190円まで				
	小学生以上の者			150円から 450円まで			小学生以上の者			150円から 390円まで				
栈敷			1区画（5平方メートル）1日につき	1,600円から 4,800円まで		栈敷			1区画（5平方メートル）1日につき	1,570円から 4,090円まで				
家族用ヶ	宿泊		1戸1泊につき	8,490円から 25,480円まで		家族用ヶ	通常期		1戸1泊につき	7,560円から 19,650円まで				
								夏季			8,400円から 21,840円まで			
	ビーンA	一時利用	宿泊者	1戸につき1時間 までごとに	740円から 2,230円まで		ビーンA	一時利用	宿泊者	通常期	1戸につき1時間 までごとに	630円から 1,630円まで		
					夏季	730円から 1,910円まで								
宿泊者以外			通常期			1,260円から 3,270円まで								
					夏季	1,470円から 3,820円まで								
		団体用ヶ	宿泊			幼児		1人1泊につき	440円から 1,320円まで	団体用ヶ		宿泊	幼児	1人1泊につき
					小学校児童	710円から 2,130円まで			小学校児童				520円から 1,360円まで	
中学生以上の者	1,240円から 3,730円まで			中学生以上の者	1,050円から 2,730円まで									

改正後					改正前					
第1・第2炊事棟			1人1回につき	150円から 460円まで	第1・第2炊事棟			1人1回につき	150円から 400円まで	
団体 用 ケ	宿泊		1戸1泊につき	28,870円から 86,620円まで	団体 用 ケ	通常期	1戸1泊につき	25,200円から 65,520円まで		
				夏季				27,820円から 72,340円まで		
B	一時利用	宿泊者	1戸につき1時間 までごとに	2,830円から 8,490円まで	B	一時利用	宿泊者	通常期	1戸につき1時間 までごとに	2,520円から 6,550円まで
							夏季	2,780円から 7,220円まで		
		宿泊者 以外					4,110円から 12,330円まで	宿泊者 以外	通常期	3,780円から 9,820円まで
									夏季	4,150円から 10,800円まで
集会室			1日につき	6,410円から 19,240円まで	集会室			1日につき	4,200円から 10,920円まで	
			1時間までごとに	960円から 2,880円まで				1時間までごとに	630円から 1,630円まで	
テニスコート	平日	1面につき1時間 までごとに	530円から 1,590円まで	テニスコート	平日	1面につき1時間 までごとに	520円から 1,360円まで			
	日曜日及び休日		690円から 2,070円まで		日曜日及び休日		680円から 1,760円まで			
運動広場（照明を使用する場合）			30分まで	1,060円から 3,190円まで	運動広場（照明を使用する場合）			30分まで	1,050円から 2,730円まで	
			30分を超え30分ま でごとに	260円から 780円まで				30分を超え30分ま でごとに	260円から 670円まで	
バーベキューハウス			1人1回につき	100円から 310円まで	バーベキューハウス			1人1回につき	100円から 270円まで	
D地区屋外炊事棟			1人1回につき	50円から 150円まで	D地区屋外炊事棟			1人1回につき	50円から 130円まで	
備考					備考					
1 「小学生以上」とは、6歳に達する日後の最初の4月1日以後にあるも					1 「小学生以上」とは、6歳に達する日後の最初の4月1日以後にあるも					

改正後

のをいう。

2 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。

3 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

4 「中学生以上」とは、小学生以上である者のうち小学校児童でないものをいう。

(削る)

5 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

6 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて利用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区分		単位	加算する額	備考
家族用ケビン	宿泊		1泊につき定員を1人超えるごとに	2,120円から超える員数は1人までとする。
団体用ケビンB	宿泊			1,800円から超える員数は4人までとする。

(削る)

改正前

のをいう。

2 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。

3 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

4 「中学生以上」とは、小学生以上である者のうち小学校児童でないものをいう。

5 通常期とは、夏季以外の期間をいう。

6 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

7 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて利用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区分		単位	加算する額	備考
家族用ケビン	宿泊	通常期	1泊につき定員を1人超えるごとに	1,890円から超える員数は1人までとする。
		夏季		2,100円から5,460円まで
団体用ケビンB	宿泊	通常期		1,570円から超える員数は4人までとする。
		夏季		4,090円まで
				1,730円から4,510円まで

8 冷暖房を利用するときは、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区分		単位	加算する額
家族用ケビン	宿泊	1戸1泊につき	780円から2,040円まで
		一時利用	1戸につき1時間までごとに
			100円から270円まで
団体用ケ	14人用	宿泊	1戸1泊につき
			2,620円から6,820円まで

改正後				改正前							
7 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。				ビンA	24人用		4,200円から 10,920円まで				
				団体用ケビンB		宿泊	1戸1泊につき	3,150円から 8,190円まで			
						一時利用	1戸につき1時間までごとに	260円から 670円まで			
						集会室		1日につき	2,100円から 5,460円まで		
							1時間までごとに	310円から 810円まで			
9 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。				単位		加算する額					
				1面につき30分までごとに		150円から 460円まで					
				別表第3（第20条関係）				別表第3（第20条関係）			
				区分		単位		使用料			
				シャワー（水）	小学生以上の者	1人1回につき	200円				
				シャワー（温水）		1人1回につき	300円				
				風呂	幼児	1人1回につき	150円				
					小学生以上の者		300円				
				栈敷		1区画（5平方メートル）1日につき	3,200円				
				家族用 ケビン	宿泊			1戸1泊につき	16,990円		
一時利用	宿泊者		1戸につき1時間までごとに		1,490円						
	宿泊者以外				2,780円						

改正後					改正前				
団体用 ケビン A	宿泊	幼児		1人1泊につき	880円		520円		
		小学校児童			1,420円		1,050円		
		中学生以上の者			2,490円		2,100円		
第1・第2炊事棟				1人1回につき	310円		310円		
団体用 ケビン B	宿泊			1戸1泊につき	57,750円		50,400円		
							55,650円		
	一時利用	宿泊者		1戸につき1時間までごとに	5,660円		5,040円		
							5,560円		
		宿泊者以外			8,220円		7,560円		
集会室				1日につき	12,830円		8,400円		
				1時間までごとに	1,920円		1,260円		
テニス	平日			1面につき1時間までごとに	1,060円		1,050円		
コート	日曜日及び休日				1,380円		1,360円		
運動広場（照明を使用する場合）				30分まで	2,130円		2,100円		
				30分を超え30分までごとに	520円		520円		
バーベキューハウス				1人1回につき	210円		210円		
D地区屋外炊事棟				1人1回につき	100円		100円		
備考					備考				
1 「小学生以上」とは、6歳に達する日後の最初の4月1日以後にあるものをいう。					1 「小学生以上」とは、6歳に達する日後の最初の4月1日以後にあるものをいう。				
2 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。					2 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。				
3 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。					3 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。				
4 「中学生以上」とは、小学生以上である者のうち小学校児童でないものをいう。					4 「中学生以上」とは、小学生以上である者のうち小学校児童でないものをいう。				

改正後					改正前					
(削る)					5 通常期とは、夏季以外の期間をいう。					
5 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。					6 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。					
6 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。					7 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。					
区分			単位	加算する額	区分			単位	加算する額	備考
家族用ケビン	宿泊		1泊につき	4,240円	家族用ケビン	宿泊	通常期	1泊につき	3,780円	超える員数は1人
			定員を1人				夏季	定員を1人	4,200円	までとする。
団体用ケビンB	宿泊		超えるごと	3,600円	団体用ケビンB	宿泊	通常期	超えるごと	3,150円	超える員数は4人
			に				夏季	に	3,470円	までとする。
(削る)					8 冷暖房を利用するときは、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。					
7 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。					区分		単位		加算する額	
					家族用ケビン	宿泊	1戸1泊につき	1,570円		
						一時利用	1戸につき1時間までごと	210円		
							に			
					団体用ケビンA	14人用	宿泊	1戸1泊につき	5,250円	
						24人用			8,400円	
					団体用ケビンB	宿泊	1戸1泊につき	6,300円		
						一時利用	1戸につき1時間までごと	520円		
							に			
					集会室		1日につき	4,200円		
1時間までごとに	630円									
9 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。					単位		加算する額			
					1面につき30分までごとに		310円			

改正後					改正前				
別表第２（第13条関係）					別表第２（第13条関係）				
区分		単位		使用料	区分		単位		使用料
宿泊室	宿泊	1人1泊につき	幼児	<u>1,920円</u>	宿泊室	宿泊	1人1泊につき	幼児	<u>1,890円</u>
			小学校児童	<u>3,850円</u>				小学校児童	<u>3,780円</u>
			その他12歳以上の者	<u>4,590円</u>				その他12歳以上の者	<u>4,515円</u>
宿泊室（バス付）			幼児	<u>2,130円</u>	宿泊室（バス付）			幼児	<u>2,100円</u>
			小学校児童	<u>4,170円</u>				小学校児童	<u>4,095円</u>
			その他12歳以上の者	<u>5,130円</u>				その他12歳以上の者	<u>5,040円</u>
宿泊室（和室8畳）	一時使用	4時間まで		<u>4,270円</u>	宿泊室（和室8畳）	一時使用	4時間まで		<u>4,200円</u>
宿泊室（和室10畳）				<u>5,340円</u>	宿泊室（和室10畳）				<u>5,250円</u>
洋会議室		1室につき	3時間まで	<u>12,830円</u>	洋会議室		1室につき	3時間まで	<u>12,600円</u>
			3時間以上	<u>17,110円</u>				3時間以上	<u>16,800円</u>
2階広間A			3時間まで	<u>14,430円</u>	2階広間A			3時間まで	<u>14,175円</u>
			3時間以上	<u>19,250円</u>				3時間以上	<u>18,900円</u>
2階広間B、C、D			3時間まで	<u>8,020円</u>	2階広間B、C、D			3時間まで	<u>7,875円</u>
			3時間以上	<u>10,690円</u>				3時間以上	<u>10,500円</u>
3階広間A、B			3時間まで	<u>5,340円</u>	3階広間A、B			3時間まで	<u>5,250円</u>
			3時間以上	<u>7,480円</u>				3時間以上	<u>7,350円</u>
浴場		1人1回につき		500円	浴場		1人1回につき		500円
備考					備考				
1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。					1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。				
2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。					2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。				
3 3歳未満の者が宿泊室の寝具を使用して宿泊する場合は、市長が別に定める額を徴収する。					3 3歳未満の者が宿泊室の寝具を使用して宿泊する場合は、市長が別に定める額を徴収する。				
(削る)					4 1人で1室を使用して宿泊する場合の使用料の額は、この表で定め				

改正後					改正前				
(削る)					<u>る使用料の額に1泊につき1,050円をそれぞれ加算した額とする。</u> <u>5 7月20日から8月31日まで、12月30日から翌年の1月5日まで及び土曜日並びに休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）の前日に宿泊する場合の使用料の額は、この表で定める使用料の額に1泊につき幼児にあっては315円、小学校児童にあっては420円、その他12歳以上の者にあっては735円をそれぞれ加算した額とする。</u>				
別表第3（第18条関係）					別表第3（第18条関係）				
区分		単位		利用料金の範囲	区分		単位		利用料金の範囲
宿泊室	宿泊	1人1泊につき	幼児	960円から 2,880円まで	宿泊室	宿泊	1人1泊につき	幼児	940円から 2,450円まで
			小学校児童	1,920円から 5,770円まで				小学校児童	1,890円から 4,910円まで
			その他12歳以上の者	2,290円から 6,880円まで				その他12歳以上の者	2,250円から 5,860円まで
宿泊室 (バス付)			幼児	1,060円から 3,190円まで	宿泊室 (バス付)			幼児	1,050円から 2,730円まで
			小学校児童	2,080円から 6,250円まで				小学校児童	2,040円から 5,320円まで
			その他12歳以上の者	2,560円から 7,690円まで				その他12歳以上の者	2,520円から 6,550円まで
宿泊室 (和室8畳)	一時利用	4時間まで		2,130円から 6,400円まで	宿泊室 (和室8畳)	一時利用	4時間まで		2,100円から 5,460円まで
宿泊室 (和室10畳)				2,670円から 8,010円まで	宿泊室 (和室10畳)				2,620円から 6,820円まで
洋会議室		1室につき	3時間まで	6,410円から 19,240円まで	洋会議室		1室につき	3時間まで	6,300円から 16,380円まで
			3時間以上	8,550円から 25,660円まで				3時間以上	8,400円から 21,840円まで
2階広間A			3時間まで	7,210円から 21,640円まで	2階広間A			3時間まで	7,080円から 18,420円まで
			3時間以上	9,620円から				3時間以上	9,450円から

改正後				改正前			
			<u>28,870円まで</u>				<u>24,570円まで</u>
2階広間B、C、D		3時間まで	<u>4,010円から</u> <u>12,030円まで</u>	2階広間B、C、D		3時間まで	<u>3,930円から</u> <u>10,230円まで</u>
		3時間以上	<u>5,340円から</u> <u>16,030円まで</u>			3時間以上	<u>5,250円から</u> <u>13,650円まで</u>
3階広間A、B		3時間まで	<u>2,670円から</u> <u>8,010円まで</u>	3階広間A、B		3時間まで	<u>2,620円から</u> <u>6,820円まで</u>
		3時間以上	<u>3,740円から</u> <u>11,220円まで</u>			3時間以上	<u>3,670円から</u> <u>9,550円まで</u>
浴場		1人1回につき	<u>250円から</u> <u>750円まで</u>	浴場		1人1回につき	<u>250円から</u> <u>650円まで</u>
備考（略）				備考（略）			

改正後			改正前		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
区分	単位	利用料金の範囲	区分	単位	利用料金の範囲
浴場	幼児	<u>70円から220円まで</u>	浴場	幼児	<u>100円から200円まで</u>
	小学校児童	<u>170円から520円まで</u>		小学校児童	<u>300円から400円まで</u>
	その他12歳以上の者	<u>350円から1,060円まで</u>		その他12歳以上の者	<u>600円から800円まで</u>
備考（略）			備考（略）		

改正後					改正前						
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）						
業務用施設	区分		単位	使用料		区分		単位	使用料		
	旅客船業者がその業務を行うために使用する場合	1平方メートルにつき1月	屋内	1,690円		旅客船業者がその業務を行うために使用する場合	1平方メートルにつき1月	屋内	1,660円		
			屋外	1,350円				屋外	1,330円		
	タクシー業者がその業務を行うために使用する場合		1平方メートルにつき1月	1,690円		タクシー業者がその業務を行うために使用する場合		1平方メートルにつき1月	1,660円		
	店舗として使用する場合	営利を目的とする法人その他のもの	基本使用料	1平方メートルにつき1月	1,690円		店舗として使用する場合	営利を目的とする法人その他のもの	基本使用料	1平方メートルにつき1月	1,660円
売上額に応じて加算する使用料		1年	次の各号に掲げる額を加えて得た額に100分の110を乗じて得た額 (1) 150万円（売上額により算定した額が150万円を下回るときは、当該下回る額）に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） (2) 1,500万円（売上額により算定した額が1,500万円を下回るときは、当該下回る額）から150万円を控除して得た額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（売上額により算定した額が150万円を超える場合に限る。） (3) 売上額により算定した額から1,500万円を控除して得た額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）		売上額に応じて加算する使用料	1年				次の各号に掲げる額を加えて得た額に100分の108を乗じて得た額 (1) 150万円（売上額により算定した額が150万円を下回るときは、当該下回る額）に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） (2) 1,500万円（売上額により算定した額が1,500万円を下回るときは、当該下回る額）から150万円を控除して得た額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（売上額により算定した額が150万円を超える場合に限る。） (3) 売上額により算定した額から1,500万円を控除して得た額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	

改正後					改正前				
				<u>てた額）（売上額により算定した額が1,500万円を超える場合に限る。）</u> <u>(4) 前3号に掲げる額を加えて得た額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（売上額が500万円を超える場合に限る。）</u>					<u>てた額）（売上額により算定した額が1,500万円を超える場合に限る。）</u> <u>(4) 前3号に掲げる額を加えて得た額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（売上額が500万円を超える場合に限る。）</u>
		営利を目的としない法人その他のもの	1平方メートルにつき1月	<u>1,690円</u>			営利を目的としない法人その他のもの	1平方メートルにつき1月	<u>1,660円</u>
		事務室として使用する場合	1平方メートルにつき1月	<u>1,690円</u>			事務室として使用する場合	1平方メートルにつき1月	<u>1,660円</u>
		附属設備	1月	<u>市長が定める額</u>			附属設備	1月	<u>市長が定める額</u>
	駐車場	一般用として使用する場合	1区画につき1月	<u>7,120円</u>		駐車場	一般用として使用する場合	1区画につき1月	<u>7,000円</u>
タクシー業者がその業務を行うために使用する場合		1区画につき1月	<u>13,680円</u>	タクシー業者がその業務を行うために使用する場合	1区画につき1月		<u>13,440円</u>		
備考 1・2（略）					備考 1・2（略）				

改正後			改正前		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
	区分	利用料金の範囲		区分	利用料金の範囲
大人	1人1回につき	200円から600円まで	大人	1人1回につき	200円から520円まで
	定期利用券（1年間）	5,090円から15,270円まで		定期利用券（1年間）	5,000円から13,000円まで
	定期利用券（6か月間）	2,540円から7,630円まで		定期利用券（6か月間）	2,500円から6,500円まで
	回数券（11回分）	2,000円から6,000円まで		回数券（11回分）	2,000円から5,200円まで
小人	1人1回につき	100円から300円まで	小人	1人1回につき	100円から260円まで
	定期利用券（1年間）	2,540円から7,630円まで		定期利用券（1年間）	2,500円から6,500円まで
	定期利用券（6か月間）	1,270円から3,810円まで		定期利用券（6か月間）	1,250円から3,250円まで
	回数券（11回分）	1,000円から3,000円まで		回数券（11回分）	1,000円から2,600円まで
用具	1人1回につき	市長が定める範囲	用具	1人1回につき	市長が定める範囲
備考（略）			備考（略）		

改正後				改正前			
別表第１（第10条関係）				別表第１（第10条関係）			
区分		単位	入館料の額	区分		単位	入館料の額
個人	一般	１人１回	<u>1,420円</u>	個人	一般	１人１回	<u>1,400円</u>
	小学生及び中学生	１人１回	<u>710円</u>		小学生及び中学生	１人１回	<u>700円</u>
	幼児	１人１回	<u>400円</u>		幼児	１人１回	<u>400円</u>
20人以上の団体	一般	１人につき１回	<u>1,140円</u>	20人以上の団体	一般	１人につき１回	<u>1,120円</u>
	小学生及び中学生	１人につき１回	<u>570円</u>		小学生及び中学生	１人につき１回	<u>560円</u>
	幼児	１人につき１回	<u>320円</u>		幼児	１人につき１回	<u>320円</u>
学校団体	高校生	１人につき１回	<u>570円</u>	学校団体	高校生	１人につき１回	<u>560円</u>
	中学生	１人につき１回	<u>490円</u>		中学生	１人につき１回	<u>490円</u>
	小学生	１人につき１回	<u>350円</u>		小学生	１人につき１回	<u>350円</u>
	幼児	１人につき１回	<u>280円</u>		幼児	１人につき１回	<u>280円</u>
年間入館券	一般	１人１年間	<u>3,560円</u>	年間入館券	一般	１人１年間	<u>3,500円</u>
	小学生及び中学生	１人１年間	<u>1,730円</u>		小学生及び中学生	１人１年間	<u>1,700円</u>
	幼児	１人１年間	<u>1,010円</u>		幼児	１人１年間	<u>1,000円</u>
備考 １～９ （略）				備考 １～９ （略）			

改正後					改正前				
(利用の許可) 第7条 魅惑の里の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（次条において「申請者」という。）は、 <u>指定管理者</u> の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、風呂棟の利用については、この限りでない。 2 （略） 別表第2（第10条関係）					(利用の許可) 第7条 魅惑の里の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（次条において「申請者」という。）は、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、風呂棟の利用については、この限りでない。 2 （略） 別表第2（第10条関係）				
施設	区分		単位	利用料金の範囲	施設	区分		単位	利用料金の範囲
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1人1泊	760円から2,280円まで	簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1人1泊	750円から1,950円まで
		小学校児童		1,120円から3,360円まで			小学校児童		1,100円から2,860円まで
		その他12歳以上の者		1,780円から5,340円まで			その他12歳以上の者		1,750円から4,550円まで
	一時利用	1回4時間以内	1室	2,750円から8,250円まで		一時利用	1回4時間以内	1室	2,700円から7,020円まで
ケビンA	宿泊		1棟	8,400円から25,200円まで	ケビンA	宿泊		1棟	8,250円から21,450円まで
	一時利用	1回4時間以内	1棟	4,200円から12,600円まで		一時利用	1回4時間以内	1棟	4,120円から10,720円まで
ケビンB	宿泊		1棟	6,280円から18,850円まで	ケビンB	宿泊		1棟	6,170円から16,050円まで
	一時利用	1回4時間以内	1棟	3,150円から9,460円まで		一時利用	1回4時間以内	1棟	3,100円から8,060円まで
研修室	1回4時間以内		1室	3,870円から11,610円まで	研修室	1回4時間以内		1室	3,800円から9,880円まで
風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	70円から220円まで	風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	70円から190円まで
		小学校児童		170円から520円まで			小学校児童		170円から450円まで
		その他12歳以上の者		300円から910円まで			その他12歳以上の者		300円から780円まで

改正後					改正前				
木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	1室	3,150円から9,460円まで	木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	1室	3,100円から8,060円まで
		4時間以内	1室	2,110円から6,330円まで			4時間以内	1室	2,070円から5,390円まで
	個人利用		1人	220円から670円まで		個人利用		1人	220円から580円まで
ギャラリー	専用利用		1日	3,150円から9,460円まで	ギャラリー	専用利用		1日	3,100円から8,060円まで
			4時間以内	2,110円から6,330円まで				4時間以内	2,070円から5,390円まで
バーベキュー施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	1,930円から5,800円まで	バーベキュー施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	1,900円から4,940円まで
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	480円から1,440円まで			4時間を超えて1時間までごとに	1区画	470円から1,230円まで
	野外	1回4時間以内	1区画	840円から2,520円まで		野外	1回4時間以内	1区画	820円から2,140円まで
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	220円から670円まで			4時間を超えて1時間までごとに	1区画	220円から580円まで
ふれあいホール	9時から17時まで		1時間までごとに	1,750円から5,260円まで	ふれあいホール	9時から17時まで		1時間までごとに	1,720円から4,480円まで
	17時から22時まで		1時間までごとに	2,750円から8,250円まで		17時から22時まで		1時間までごとに	2,700円から7,020円まで
	ピアノ		1回	2,620円から7,860円まで		ピアノ		1回	2,570円から6,690円まで
オートキャンプ場 テントサイト	宿泊		1基	2,110円から6,330円まで	オートキャンプ場 テントサイト	宿泊		1基	2,070円から5,390円まで
	一時利用	1回4時間以内	1基	1,120円から3,360円まで		一時利用	1回4時間以内	1基	1,100円から2,860円まで
RVパーク	宿泊		1区画	1,010円から3,040円まで	RVパーク	宿泊		1区画	1,000円から2,600円まで

改正後				改正前					
			円まで				円まで		
グラウンド・ゴルフ場	1 ラウンド4 時間以内24 ホール	1 人	250円から750円ま で	グラウンド・ゴルフ場	1 ラウンド4 時間以内24 ホール	1 人	250円から650円ま で		
備考 1 ～ 5 (略) 別表第 3 (第20条関係)				備考 1 ～ 5 (略) 別表第 3 (第20条関係)					
施設	区分		単位	使用料	施設	区分		単位	使用料
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1 人 1 泊	<u>1,520円</u>	簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1 人 1 泊	<u>1,500円</u>
		小学校児童		<u>2,240円</u>			小学校児童		<u>2,200円</u>
		その他12歳以上の者		<u>3,560円</u>			その他12歳以上の者		<u>3,500円</u>
	一時利用	1 回 4 時間以内	1 室	<u>5,500円</u>		一時利用	1 回 4 時間以内	1 室	<u>5,400円</u>
ケビンA	宿泊		1 棟	<u>16,800円</u>	ケビンA	宿泊		1 棟	<u>16,500円</u>
	一時利用	1 回 4 時間以内	1 棟	<u>8,400円</u>		一時利用	1 回 4 時間以内	1 棟	<u>8,250円</u>
ケビンB	宿泊		1 棟	<u>12,570円</u>	ケビンB	宿泊		1 棟	<u>12,350円</u>
	一時利用	1 回 4 時間以内	1 棟	<u>6,310円</u>		一時利用	1 回 4 時間以内	1 棟	<u>6,200円</u>
研修室	1 回 4 時間以内		1 室	<u>7,740円</u>	研修室	1 回 4 時間以内		1 室	<u>7,600円</u>
風呂棟	宿泊者以外	幼児	1 人	150円	風呂棟	宿泊者以外	幼児	1 人	150円
		小学校児童		350円			小学校児童		350円
		その他12歳以上の者		<u>610円</u>			その他12歳以上の者		<u>600円</u>
		入浴回数券	11枚綴り	<u>6,100円</u>			入浴回数券	11枚綴り	<u>6,000円</u>
木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4 時間を超えて利用する場合	1 室	<u>6,310円</u>	木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4 時間を超えて利用する場合	1 室	<u>6,200円</u>
		4 時間以内	1 室	<u>4,220円</u>			4 時間以内	1 室	<u>4,150円</u>
		個人利用		1 人		450円		個人利用	
ギャラリー	専用利用		1 日	<u>6,310円</u>	ギャラリー	専用利用		1 日	<u>6,200円</u>

改正後					改正前						
バーベキュー施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	4,220円	バーベキュー施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	4,150円		
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	3,870円			4時間を超えて1時間までごとに	1区画	3,800円		
	野外	1回4時間以内	1区画	960円		野外	1回4時間以内	1区画	950円		
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	1,680円			4時間を超えて1時間までごとに	1区画	1,650円		
	ふれあいホール	9時から17時まで		1区画		450円	ふれあいホール	9時から17時まで		1区画	450円
		17時から22時まで		1区画		450円		17時から22時まで		1区画	450円
ピアノ		1回	450円	ピアノ		1回		450円			
オートキャンプ場 テントサイト	宿泊		1区画	450円	オートキャンプ場 テントサイト	宿泊		1区画	450円		
	一時利用	1回4時間以内	1区画	450円		一時利用	1回4時間以内	1区画	450円		
RVパーク	宿泊		1区画	450円	RVパーク	宿泊		1区画	450円		
グラウンド・ゴルフ場	1ラウンド4時間以内24ホール		1人	500円	グラウンド・ゴルフ場	1ラウンド4時間以内24ホール		1人	500円		
備考 1～5 (略)					備考 1～5 (略)						

○廿日市市吉和若者等創作活動施設設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 3 3 号）【第 2 0 条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表（第 5 条関係）			別表（第 5 条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
まなびの森創作の館	1 棟 1 月につき	<u>18,330円</u>	まなびの森創作の館	1 棟 1 月につき	<u>18,000円</u>
備考（略）			備考（略）		

改正後		改正前	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
船舶の総トン数	利用料金の範囲（1日につき）	船舶の総トン数	利用料金の範囲（1日につき）
5 トン未満	<u>3,770円から</u> <u>8,080円まで</u>	5 トン未満	<u>3,710円から</u> <u>7,950円まで</u>
5 トン以上	<u>5,690円から</u> <u>12,210円まで</u>	5 トン以上	<u>5,600円から</u> <u>12,000円まで</u>
備考 1・2 （略）		備考 1・2 （略）	

改正後			改正前		
別表（第3条、第4条関係）			別表（第3条、第4条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
常設テント	1基1回につき	<u>2,660円</u>	常設テント	1基1回につき	<u>2,620円</u>
シャワーその他の設備		実費を基準として市長が定める額	シャワーその他の設備		実費を基準として市長が定める額

改正後			改正前		
別表第1（第13条関係）			別表第1（第13条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
栈橋及び物揚場	総トン数5トン以上の船舶 係留1回3時間までごとに総トン数1 トンにつき	<u>2円8銭</u>	栈橋及び物揚場	総トン数5トン以上の船舶 係留1回3時間までごとに総トン数1 トンにつき	<u>2円5銭</u>
漁港施設用地及び 漁港関連施設用地	法第3条第2号ニからルまでに掲げる施設 （漁具干場及び野積場を除く。）又は漁港 関連施設の用に使用する場合 1平方メートルにつき1年	380円	漁港施設用地及び 漁港関連施設用地	法第3条第2号ニからルまでに掲げる施設 （漁具干場及び野積場を除く。）又は漁港 関連施設の用に使用する場合 1平方メートルにつき1年	380円
	電柱、標柱その他これらに類するものの敷 地に使用する場合 1本につき1年	1,500円		電柱、標柱その他これらに類するものの敷 地に使用する場合 1本につき1年	1,500円
	地下埋設物の 用に使用する 場合	外径が0.5メートル未満の もの 1メートルにつき1年		地下埋設物の 用に使用する 場合	外径が0.5メートル未満の もの 1メートルにつき1年
		外径が0.5メートル以上1 メートル未満のもの 1メートルにつき1年			外径が0.5メートル以上1 メートル未満のもの 1メートルにつき1年
		その他の地下埋設物 1平方メートルにつき1 年			その他の地下埋設物 1平方メートルにつき1 年
	架空工作物の用に使用する場合 1平方メートルにつき1年	500円		架空工作物の用に使用する場合 1平方メートルにつき1年	500円
	仮設工作物又は工事用資材置場の用に使用 する場合 1平方メートルにつき1月	75円		仮設工作物又は工事用資材置場の用に使用 する場合 1平方メートルにつき1月	75円
野積場	1平方メートル1日までごとに	<u>1円15銭</u>	野積場	1平方メートル1日までごとに	<u>1円13銭</u>
船舶給水施設	水量1立方メートルまでごとに	市の水道料金 に管理事務費 を加えた額の 範囲内で市長	船舶給水施設	水量1立方メートルまでごとに	市の水道料金 に管理事務費 を加えた額の 範囲内で市長

改正後			改正前		
		が定める額			が定める額
照明設備	使用電力1キロワットにつき1時間までご とに	電気料金に管 理事務費を加 えた額の範囲 内で市長が定 める額	照明設備	使用電力1キロワットにつき1時間までご とに	電気料金に管 理事務費を加 えた額の範囲 内で市長が定 める額
備考 1～4 (略)			備考 1～4 (略)		

改正後			改正前		
別表（第7条関係） 火葬場使用料			別表（第7条関係） 火葬場使用料		
区分		金額	区分		金額
大人（12歳以上）	1体につき	13,800円	大人（12歳以上）	1体につき	13,800円
小人（12歳未満）	〃	10,100円	小人（12歳未満）	〃	10,100円
死産児	〃	6,000円	死産児	〃	6,000円
手術肢体、胎盤及び産汚物類	1個につき	2,400円	手術肢体、胎盤及び産汚物類	1個につき	2,400円
小動物死体	1体につき	<u>16,500円</u>	小動物死体	1体につき	<u>11,000円</u>
死体の一時保管	1体につき 24時間まで ごとに	1,900円	死体の一時保管	1体につき 24時間まで ごとに	1,900円
第4条第2 項ただし書 による場合	大人（12歳以上）	1体につき	第4条第2	大人（12歳以上）	1体につき
	小人（12歳未満）	〃	項ただし書	小人（12歳未満）	〃
	死産児	〃	による場合	死産児	〃
	手術肢体、胎盤及び産汚物類	1個につき		手術肢体、胎盤及び産汚物類	1個につき
				小動物死体	1体につき
	死体の一時保管	1体につき 24時間まで ごとに		死体の一時保管	1体につき 24時間まで ごとに
		7,700円			7,700円

○廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成6年条例第2号）【第25条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
（特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料） 第23条の6 市長は、一般廃棄物のうち特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を行うときは、次の表に掲げる額の特定家庭用廃棄物収集運搬手数料を徴収する。			（特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料） 第23条の6 市長は、一般廃棄物のうち特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を行うときは、次の表に掲げる額の特定家庭用廃棄物収集運搬手数料を徴収する。		
単 位		金 額	単 位		金 額
1個につき		<u>3,050円</u>	1個につき		<u>3,000円</u>
2 （略） （し尿処理手数料） 第25条の2 市長は、し尿の収集、運搬及び処分を行うときは、次の表に掲げるし尿処理手数料を徴収する。			2 （略） （し尿処理手数料） 第25条の2 市長は、し尿の収集、運搬及び処分を行うときは、次の表に掲げるし尿処理手数料を徴収する。		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
公共下水道処理区域外の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	<u>165円</u>	公共下水道処理区域外の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	<u>162円</u>
公共下水道処理区域内の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	<u>220円</u>	公共下水道処理区域内の家庭、事業所等から排出されるもの	10リットルまでごとに	<u>216円</u>
仮設便所から排出されるもの	10リットルまでごとに	<u>220円</u>	仮設便所から排出されるもの	10リットルまでごとに	<u>216円</u>
備考 （略）			備考 （略）		
2 （略）			2 （略）		

改正後							改正前						
別表（第10条関係）							別表（第10条関係）						
1 専用使用する場合							1 専用使用する場合						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで		9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
健康指導室	円 1,890	円 2,150	円 2,150	円 4,320	円 4,600	円 6,770	健康指導室	円 1,860	円 2,120	円 2,120	円 4,250	円 4,520	円 6,650
栄養指導室	790	910	910	1,830	1,940	2,860	栄養指導室	780	900	900	1,800	1,910	2,810
調理室	2,170	2,490	2,490	4,990	5,300	7,800	調理室	2,140	2,450	2,450	4,900	5,210	7,660
リハビリ室	2,400	2,750	2,750	5,510	5,850	8,610	リハビリ室	2,360	2,700	2,700	5,410	5,750	8,460
健康増進室2	1,380	1,580	1,580	3,170	3,380	4,970	健康増進室2	1,360	1,560	1,560	3,120	3,320	4,880
会議室	1,240	1,420	1,420	2,850	3,030	4,460	会議室	1,220	1,400	1,400	2,800	2,980	4,380
音楽室	960	1,110	1,110	2,230	2,360	3,480	音楽室	950	1,090	1,090	2,190	2,320	3,420
作業室1	510	590	590	1,190	1,260	1,860	作業室1	510	580	580	1,170	1,240	1,830
作業室2	590	670	670	1,340	1,430	2,100	作業室2	580	660	660	1,320	1,410	2,070
多目的ホール	6,700	7,650	7,650	15,310	16,270	23,940	多目的ホール	6,580	7,520	7,520	15,040	15,980	23,510
講座室	2,440	2,790	2,790	5,580	5,930	8,720	講座室	2,400	2,740	2,740	5,480	5,830	8,570
附属設備	市長が定める額						附属設備	市長が定める額					
備考							備考						
1～3（略）							1～3（略）						

改正後				改正前			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
区分	利用時間	単位	使用料	区分	利用時間	単位	使用料
すこやかホール	9時から17時まで	1時間までごとに	円 3,650	すこやかホール	9時から17時まで	1時間までごとに	円 3,590
地域交流スペース			550	地域交流スペース			540
展示ホール			440	展示ホール			440
作業室			320	作業室			320
附属設備	市長が定める額			附属設備	市長が定める額		
備考 1～3（略）				備考 1～3（略）			

改正後							改正前						
別表（第10条関係）							別表（第10条関係）						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで		9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
大集会室	円 8,760	円 10,020	円 10,020	円 20,040	円 21,290	円 31,310	大集会室	円 8,610	円 9,840	円 9,840	円 19,680	円 20,910	円 30,750
集団指導室 兼集会室	円 2,330	円 2,660	円 2,660	円 5,330	円 5,660	円 8,330	集団指導室 兼集会室	円 2,290	円 2,620	円 2,620	円 5,240	円 5,560	円 8,180
教養娯楽室	円 450	円 520	円 520	円 1,050	円 1,130	円 1,660	教養娯楽室	円 450	円 520	円 520	円 1,040	円 1,110	円 1,630
第1会議室	円 1,060	円 1,220	円 1,220	円 2,450	円 2,600	円 3,830	第1会議室	円 1,050	円 1,200	円 1,200	円 2,410	円 2,560	円 3,770
第2会議室	円 310	円 360	円 360	円 730	円 770	円 1,140	第2会議室	円 310	円 360	円 360	円 720	円 760	円 1,120
調理実習室	円 1,190	円 1,360	円 1,360	円 2,720	円 2,890	円 4,250	調理実習室	円 1,170	円 1,340	円 1,340	円 2,680	円 2,840	円 4,180
栄養指導室	円 590	円 670	円 670	円 1,350	円 1,430	円 2,110	栄養指導室	円 580	円 660	円 660	円 1,330	円 1,410	円 2,080
保健相談室	円 530	円 610	円 610	円 1,230	円 1,310	円 1,930	保健相談室	円 530	円 600	円 600	円 1,210	円 1,290	円 1,900
健康指導室	円 1,220	円 1,400	円 1,400	円 2,810	円 2,980	円 4,380	健康指導室	円 1,200	円 1,380	円 1,380	円 2,760	円 2,930	円 4,310
ロビー（展示場）	1日につき 16,160円						ロビー（展示場）	1日につき 15,870円					
附属設備	市長が定める額						附属設備	市長が定める額					
備考 1～3 （略）							備考 1～3 （略）						

改正後					改正前				
別表（第10条関係） 1 専用使用する場合					別表（第10条関係） 1 専用使用する場合				
区分	利用時間	単位		使用料	区分	利用時間	単位		使用料
集会室	9時から20時 まで	1時間までごと に	全区画	<u>1,590円</u>	集会室	9時から20時 まで	1時間までごと に	全区画	<u>1,570円</u>
			2分の1区画	<u>790円</u>				2分の1区画	<u>780円</u>
備考 1～3 （略） 2 （略）					備考 1～3 （略） 2 （略）				

改正後							改正前						
別表（第6条関係）							別表（第6条関係）						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで		9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
ホール	円 340	円 390	円 440	円 <u>790</u>	円 <u>840</u>	円 <u>1,240</u>	ホール	円 340	円 390	円 440	円 <u>780</u>	円 <u>830</u>	円 <u>1,220</u>
修養室	80	90	100	180	190	280	修養室	80	90	100	180	190	280
その他	290	340	380	<u>690</u>	<u>730</u>	<u>1,070</u>	その他	290	340	380	<u>680</u>	<u>720</u>	<u>1,060</u>

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
	2時間まで	2時間を超える1時間までごとに		2時間まで	2時間を超える1時間までごとに
ホール	<u>1,490円</u>	<u>740円</u>	ホール	<u>1,470円</u>	<u>730円</u>
附属設備	実費を基準として、市長が定める額		附属設備	実費を基準として、市長が定める額	

改正後			改正前		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
区分	単位	手数料	区分	単位	手数料
死亡診断書	1通につき	<u>3,300円</u>	死亡診断書	1通につき	<u>3,000円</u>
自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係る診断書		<u>5,500円</u>	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係る診断書		<u>5,000円</u>
その他の診断書又は類似する証明書		<u>2,200円</u>	その他の診断書又は類似する証明書		<u>2,000円</u>

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	単位	手数料	区分	単位	手数料
死亡診断書	1通につき	<u>3,300円</u>	死亡診断書	1通につき	<u>3,000円</u>
自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係る診断書		<u>5,500円</u>	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係る診断書		<u>5,000円</u>
その他の診断書又は類似する証明書		<u>2,200円</u>	その他の診断書又は類似する証明書		<u>2,000円</u>

改正後				改正前			
別表（第6条関係） 1 廿日市市佐伯保健センター				別表（第6条関係） 1 廿日市市佐伯保健センター			
区分	使用料			区分	使用料		
	保健活動又は福祉活動に使用する 場合（1時間までごとに）	社会教育活動に使用する 場合			保健活動又は福祉活動に使用する 場合（1時間までごとに）	社会教育活動に使用する 場合	
機能回復訓練室	740円	9時から12時30分まで	<u>1,560円</u>	機能回復訓練室	730円	9時から12時30分まで	<u>1,410円</u>
		13時から17時まで	<u>1,780円</u>			13時から17時まで	<u>1,620円</u>
		17時から21時30分まで	<u>2,010円</u>			17時から21時30分まで	<u>1,820円</u>
		9時から17時まで	<u>3,570円</u>			9時から17時まで	<u>3,240円</u>
		13時から21時30分まで	<u>3,790円</u>			13時から21時30分まで	<u>3,440円</u>
		9時から21時30分まで	<u>5,580円</u>			9時から21時30分まで	<u>5,060円</u>
栄養指導室	170円	9時から12時30分まで	<u>370円</u>	栄養指導室	170円	9時から12時30分まで	<u>340円</u>
		13時から17時まで	<u>430円</u>			13時から17時まで	<u>390円</u>
		17時から21時30分まで	<u>480円</u>			17時から21時30分まで	<u>440円</u>
		9時から17時まで	<u>860円</u>			9時から17時まで	<u>780円</u>
		13時から21時30分まで	<u>910円</u>			13時から21時30分まで	<u>830円</u>
		9時から21時30分まで	<u>1,350円</u>			9時から21時30分まで	<u>1,220円</u>
備考 1～4 （略） 2 （略）				備考 1～4 （略） 2 （略）			

改正後					改正前						
別表第 3 （第11条関係）					別表第 3 （第11条関係）						
区分		利用料金の範囲				区分		利用料金の範囲			
		自転車		原動機付自転車及び自動二輪車				自転車		原動機付自転車及び自動二輪車	
		屋内	屋外	屋内	屋外			屋内	屋外	屋内	屋外
1月登録		550円から1,650円まで	270円から820円まで	1,100円から3,300円まで	550円から1,650円まで	1月登録		520円から1,570円まで	260円から780円まで	1,050円から3,150円まで	520円から1,570円まで
3月登録		1,650円から4,950円まで	820円から2,470円まで	3,300円から9,900円まで	1,650円から4,950円まで	3月登録		1,560円から4,710円まで	780円から2,340円まで	3,150円から9,310円まで	1,560円から4,710円まで
6月登録		2,750円から8,250円まで	1,370円から4,120円まで	5,500円から16,500円まで	2,750円から8,250円まで	6月登録		2,600円から7,810円まで	1,300円から3,900円まで	5,250円から15,500円まで	2,600円から7,810円まで
12月登録		4,950円から14,850円まで	2,470円から7,420円まで	9,900円から29,700円まで	4,950円から14,850円まで	12月登録		4,680円から14,130円まで	2,340円から7,020円まで	9,450円から27,900円まで	4,680円から14,130円まで
一時利用	1日1回につき	50円から160円まで	50円から160円まで	110円から330円まで	110円から330円まで	一時利用	1日1回につき	50円から150円まで	50円から150円まで	100円から310円まで	100円から310円まで
	11回券	500円から1,600円まで	500円から1,600円まで	1,100円から3,300円まで	1,100円から3,300円まで		11回券	500円から1,500円まで	500円から1,500円まで	1,000円から3,100円まで	1,000円から3,100円まで

改正後	改正前
（費用の徴収） 第10条 市長は、第８条第２項又は前条第２項の規定により自転車等を移送したときは、当該措置に要した費用として、次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （１） 自転車 <u>１,680円</u> （２） 原動機付自転車 <u>２,240円</u> （３） 自動二輪車 <u>２,800円</u>	（費用の徴収） 第10条 市長は、第８条第２項又は前条第２項の規定により自転車等を移送したときは、当該措置に要した費用として、次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （１） 自転車 <u>１,650円</u> （２） 原動機付自転車 <u>２,200円</u> （３） 自動二輪車 <u>２,750円</u>

改正後	改正前
（占用料の額） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.10</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.10</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。 3 （略）	（占用料の額） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。 3 （略）

改正後			改正前		
別表第1（第9条関係） 廿日市市公園使用料 1 公園施設を設置して土地を使用する場合の使用料			別表第1（第9条関係） 廿日市市公園使用料 1 公園施設を設置して土地を使用する場合の使用料		
使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額。ただし、使用期間が1月に満たないとき、又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、市長が定める額に100分の110を乗じて得た額		使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価格、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額。ただし、使用期間が1月に満たないとき、又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、市長が定める額に100分の108を乗じて得た額	
2 公園施設の管理の許可を受けて土地等を使用する場合の使用料			2 公園施設の管理の許可を受けて土地等を使用する場合の使用料		
使用料月額	使用部分に相当する施設の価格（当該施設の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として市長が評価した額とする。）に1,000分の5.8を乗じて得た額に、当該施設の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額を加算した額の範囲内において市長が定める額に100分の110を乗じて得た額		使用料月額	使用部分に相当する施設の価格（当該施設の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として市長が評価した額とする。）に1,000分の5.8を乗じて得た額に、当該施設の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として市長が評価した額とする。）に1,000分の3.3を乗じて得た額を加算した額の範囲内において市長が定める額に100分の108を乗じて得た額	
3・4 （略）			3・4 （略）		
別表第2（第15条、第22条関係） 廿日市市スポーツセンター （1） 個人で利用する場合			別表第2（第15条、第22条関係） 廿日市市スポーツセンター （1） 個人で利用する場合		
区分	利用料金の範囲（1人1回につき）		区分	利用料金の範囲（1人1回につき）	
	小人	大人		小人	大人
メインアリーナ	80円から140円まで	170円から290円まで	メインアリーナ	80円から140円まで	170円から290円まで
サブアリーナ	80円から140円まで	170円から290円まで	サブアリーナ	80円から140円まで	170円から290円まで
トレーニング室	190円から350円まで	380円から710円まで	トレーニング室	190円から350円まで	380円から700円まで
武道場	80円から140円まで	170円から290円まで	武道場	80円から140円まで	170円から290円まで

改正後			改正前		
プール	170円から310円まで	340円から620円まで	プール	170円から310円まで	340円から620円まで
サウナ室	190円から330円まで	370円から670円まで	サウナ室	190円から330円まで	370円から670円まで
備考 1・2（略） （2）専用して利用する場合 ア メインアリーナ、サブアリーナ、武道場及びプール			備考 1・2（略） （2）専用して利用する場合 ア メインアリーナ、サブアリーナ、武道場及びプール		
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合		小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
メインアリーナ	1,740円から3,230円まで	3,490円から6,480円まで	メインアリーナ	1,720円から3,180円まで	3,430円から6,370円まで
サブアリーナ	570円から1,060円まで	1,160円から2,150円まで	サブアリーナ	570円から1,050円まで	1,150円から2,110円まで
武道場	570円から1,060円まで	1,160円から2,150円まで	武道場	570円から1,050円まで	1,150円から2,110円まで
プール	2,880円から5,350円まで	5,770円から10,720円まで	プール	2,840円から5,260円まで	5,670円から10,530円まで
備考 1～11（略） イ 会議室			備考 1～11（略） イ 会議室		
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
大会議室	1,150円から2,140円まで		大会議室	1,140円から2,100円まで	
小会議室	310円から550円まで		小会議室	310円から550円まで	
備考 1～6（略） （3）附属設備を利用する場合			備考 1～6（略） （3）附属設備を利用する場合		
区分	単位	利用料金の範囲	区分	単位	利用料金の範囲
放送設備	一式1日1回につき	3,360円から6,240円まで	放送設備	一式1日1回につき	3,310円から6,130円まで
移動式多機能表示板	一式1日1回につき	2,610円から4,840円まで	移動式多機能表示板	一式1日1回につき	2,570円から4,770円まで

改正後			改正前		
		で			で
得点掲示板	一式1日1回につき	2,610円から4,840円まで	得点掲示板	一式1日1回につき	2,570円から4,770円まで
ポイント表示器	一式1日1回につき	2,610円から4,840円まで	ポイント表示器	一式1日1回につき	2,570円から4,770円まで
反則表示器	一式1日1回につき	2,610円から4,840円まで	反則表示器	一式1日1回につき	2,570円から4,770円まで
電光掲示板	一式1日1回につき	2,610円から4,840円まで	電光掲示板	一式1日1回につき	2,570円から4,770円まで
峰高公園多目的広場			峰高公園多目的広場		
(1) (略)			(1) (略)		
備考			備考		
1～5 (略)			1～5 (略)		
(2) 附属設備を利用する場合			(2) 附属設備を利用する場合		
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
照明設備	1,740円から3,230円まで		照明設備	1,720円から3,180円まで	
備考			備考		
1・2 (略)			1・2 (略)		
佐伯総合スポーツ公園体育館			佐伯総合スポーツ公園体育館		
(1) (略)			(1) (略)		
備考 (略)			備考 (略)		
(2) 専用して利用する場合			(2) 専用して利用する場合		
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合		小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
アリーナ	780円から1,450円まで	1,560円から2,910円まで	アリーナ	770円から1,430円まで	1,540円から2,860円まで
		で			で
備考			備考		
1～7 (略)			1～7 (略)		
佐伯総合スポーツ公園野球場			佐伯総合スポーツ公園野球場		

改正後			改正前		
(1) 専用して利用する場合			(1) 専用して利用する場合		
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合		小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
野球場	370円から670円まで	750円から1,370円まで	野球場	370円から670円まで	740円から1,360円まで
備考 1～6（略）			備考 1～6（略）		
(2) 附属設備を利用する場合			(2) 附属設備を利用する場合		
ア 本部席及びスコアボード			ア 本部席及びスコアボード		
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人が利用する場合	大人が利用する場合		小人が利用する場合	大人が利用する場合
本部席及びスコアボード	370円から670円まで	750円から1,370円まで	本部席及びスコアボード	370円から670円まで	740円から1,360円まで
備考 1～6（略）			備考 1～6（略）		
イ 照明設備			イ 照明設備		
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	全点灯	1,490円から2,760円まで		全点灯	1,470円から2,730円まで
	内野点灯	1,110円から2,060円まで		内野点灯	1,100円から2,040円まで
佐伯総合スポーツ公園陸上競技場			佐伯総合スポーツ公園陸上競技場		
(1) 専用して利用する場合			(1) 専用して利用する場合		
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合		小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
陸上競技場	370円から670円まで	750円から1,370円まで	陸上競技場	370円から670円まで	740円から1,360円まで
備考 1～7（略）			備考 1～7（略）		
(2) 附属設備を利用する場合			(2) 附属設備を利用する場合		
区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）		区分	利用料金の範囲（1時間までごとに）	
照明設備	1,110円から2,060円まで		照明設備	1,100円から2,040円まで	

改正後					改正前					
備考 1・2（略） 佐伯総合スポーツ公園テニスコート （1）（略） 備考 1～6（略） （2）附属設備を利用する場合					備考 1・2（略） 佐伯総合スポーツ公園テニスコート （1）（略） 備考 1～6（略） （2）附属設備を利用する場合					
区分		利用料金の範囲（1時間までごとに）			区分		利用料金の範囲（1時間までごとに）			
照明設備（1面）		450円から830円まで			照明設備（1面）		450円から810円まで			
別表第3（第22条関係） 定期利用券					別表第3（第22条関係） 定期利用券					
区分		利用料金の範囲			区分		利用料金の範囲			
廿日市市スポーツセンター	プール、トレーニング室、サウナ室				6か月間	小人	8,750円から16,250円まで			
						大人	17,500円から32,500円まで			
		3か月間	小人	5,340円から9,910円まで	3か月間	小人	5,250円から9,750円まで			
			大人	10,680円から19,850円まで		大人	10,500円から19,500円まで			
		佐伯総合スポーツ公園体育館	トレーニング室、アリーナ	1年間	小人	4,270円から7,940円まで	1年間	小人	4,200円から7,800円まで	
					大人	8,550円から15,880円まで		大人	8,400円から15,600円まで	
6か月間	小人			2,490円から4,620円まで	6か月間	小人	2,450円から4,550円まで			
	大人			4,980円から9,250円まで		大人	4,900円から9,100円まで			
3か月間	小人			1,420円から2,630円まで	3か月間	小人	1,400円から2,600円まで			
	大人			2,840円から5,290円まで		大人	2,800円から5,200円まで			

改正後					改正前				
				で				で	
回数券					回数券				
(1) 廿日市市スポーツセンター					(1) 廿日市市スポーツセンター				
区分			利用料金の範囲		区分			利用料金の範囲	
メインアリーナ（個人で利用する場合）	小人	11回券	800円から1,400円まで		メインアリーナ（個人で利用する場合）	小人	11回券	800円から1,400円まで	
	大人	11回券	1,700円から2,900円まで			大人	11回券	1,700円から2,900円まで	
サブアリーナ（個人で利用する場合）	小人	11回券	800円から1,400円まで		サブアリーナ（個人で利用する場合）	小人	11回券	800円から1,400円まで	
	大人	11回券	1,700円から2,900円まで			大人	11回券	1,700円から2,900円まで	
トレーニング室	小人	11回券	1,900円から3,500円まで		トレーニング室	小人	11回券	1,900円から3,500円まで	
	大人	11回券	3,800円から7,100円まで			大人	11回券	3,800円から7,000円まで	
武道場（個人で利用する場合）	小人	11回券	800円から1,400円まで		武道場（個人で利用する場合）	小人	11回券	800円から1,400円まで	
	大人	11回券	1,700円から2,900円まで			大人	11回券	1,700円から2,900円まで	
プール（個人で利用する場合）	小人	11回券	1,700円から3,100円まで		プール（個人で利用する場合）	小人	11回券	1,700円から3,100円まで	
	大人	11回券	3,400円から6,200円まで			大人	11回券	3,400円から6,200円まで	
サウナ室	小人	11回券	1,900円から3,300円まで		サウナ室	小人	11回券	1,900円から3,300円まで	
	大人	11回券	3,700円から6,700円まで			大人	11回券	3,700円から6,700円まで	
(2) (略)					(2) (略)				

改正後						改正前					
別表（第4条関係） 廿日市市港湾施設使用料						別表（第4条関係） 廿日市市港湾施設使用料					
施設	種類	種別	単位	金額	摘要	施設	種類	種別	単位	金額	摘要
係留施設	物揚場	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで12時間を超える場合24時間までごとに	<u>3円42銭</u> <u>4円56銭</u>	総トン数に1トン未満の端数のトン数があるときは、その端数のトン数は、1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のトン数の算出については、市長の定めるところによる。	係留施設	物揚場	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで12時間を超える場合24時間までごとに	<u>3円36銭</u> <u>4円48銭</u>	総トン数に1トン未満の端数のトン数があるときは、その端数のトン数は、1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のトン数の算出については、市長の定めるところによる。
	栈橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで12時間を超える場合24時間までごとに	<u>1円74銭</u> <u>2円33銭</u>			栈橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで12時間を超える場合24時間までごとに	<u>1円71銭</u> <u>2円29銭</u>	
船舶役務用施設	船舶給水施設	使用料	水量1立方メートルまでごとに	<u>市の水道料金に82円を加えた額</u>		船舶役務用施設	船舶給水施設	使用料	水量1立方メートルまでごとに	<u>市の水道料金に81円を加えた額</u>	
	電気施設	使用料	使用機器効率1キロワットにつき使用時間1時間までごとに	41円			電気施設	使用料	使用機器効率1キロワットにつき使用時間1時間までごとに	41円	
保管施設	野積場	使用料	1平方メートル1日までごとに	<u>2円22銭</u>		保管施設	野積場	使用料	1平方メートル1日までごとに	<u>2円18銭</u>	

改正後				改正前			
別表第2（第17条関係）				別表第2（第17条関係）			
基本使用量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過使用量 （1月につき）	超過料金（1立 方メートルにつ き）	基本使用量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過使用量 （1月につき）	超過料金（1立 方メートルにつ き）
10立方メートルま で	<u>1,100円</u>	10立方メートルを超 え15立方メートルま で	<u>148円50銭</u>	10立方メートルま で	<u>1,080円</u>	10立方メートルを超 え15立方メートルま で	<u>145円80銭</u>
		15立方メートルを超 え20立方メートルま で	<u>170円50銭</u>			15立方メートルを超 え20立方メートルま で	<u>167円40銭</u>
		20立方メートルを超 え25立方メートルま で	<u>192円50銭</u>			20立方メートルを超 え25立方メートルま で	<u>189円</u>
		25立方メートルを超 え30立方メートルま で	<u>214円50銭</u>			25立方メートルを超 え30立方メートルま で	<u>210円60銭</u>
		30立方メートルを超 え50立方メートルま で	<u>225円50銭</u>			30立方メートルを超 え50立方メートルま で	<u>221円40銭</u>
		50立方メートルを超 え100立方メートルま で	<u>231円</u>			50立方メートルを超 え100立方メートルま で	<u>226円80銭</u>
		100立方メートルを超 えるもの	<u>236円50銭</u>			100立方メートルを超 えるもの	<u>232円20銭</u>

改正後				改正前			
(使用料) 第19条（略） 2 使用料の額は、公共下水道に排除した汚水の量（以下「排除量」という。）に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。				(使用料) 第19条（略） 2 使用料の額は、公共下水道に排除した汚水の量（以下「排除量」という。）に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。			
基本排除量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過排除量 （1月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）	基本排除量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過排除量 （1月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）
10立方メートルまで	1,100円	10立方メートルを超え15立方メートルまで	148円50銭	10立方メートルまで	1,080円	10立方メートルを超え15立方メートルまで	145円80銭
		15立方メートルを超え20立方メートルまで	170円50銭			15立方メートルを超え20立方メートルまで	167円40銭
		20立方メートルを超え25立方メートルまで	192円50銭			20立方メートルを超え25立方メートルまで	189円
		25立方メートルを超え30立方メートルまで	214円50銭			25立方メートルを超え30立方メートルまで	210円60銭
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	225円50銭			30立方メートルを超え50立方メートルまで	221円40銭
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	231円			50立方メートルを超え100立方メートルまで	226円80銭
		100立方メートルを超えるもの	236円50銭			100立方メートルを超えるもの	232円20銭
		3・4（略）				3・4（略）	

改正後				改正前			
(使用料) 第19条（略） 2 使用料の額は、排水処理施設に排除した汚水の量（以下「排除量」という。）に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。				(使用料) 第19条（略） 2 使用料の額は、排水処理施設に排除した汚水の量（以下「排除量」という。）に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。			
基本排除量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過排除量 （1月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）	基本排除量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過排除量 （1月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）
10立方メートルまで	1,100円	10立方メートルを超え15立方メートルまで	148円50銭	10立方メートルまで	1,080円	10立方メートルを超え15立方メートルまで	145円80銭
		15立方メートルを超え20立方メートルまで	170円50銭			15立方メートルを超え20立方メートルまで	167円40銭
		20立方メートルを超え25立方メートルまで	192円50銭			20立方メートルを超え25立方メートルまで	189円
		25立方メートルを超え30立方メートルまで	214円50銭			25立方メートルを超え30立方メートルまで	210円60銭
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	225円50銭			30立方メートルを超え50立方メートルまで	221円40銭
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	231円			50立方メートルを超え100立方メートルまで	226円80銭
		100立方メートルを超えるもの	236円50銭			100立方メートルを超えるもの	232円20銭
3・4（略）				3・4（略）			

改正後							改正前						
別表（第6条関係）							別表（第6条関係）						
区分	使用料（1時間につき）						区分	使用料（1時間につき）					
	屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備		屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備
廿日市小学校	円 770	円 400	円	円	円	円	廿日市小学校	円 770	円 400	円	円	円	円
平良小学校	770	400		340	70		平良小学校	770	400		340	70	
原小学校	770	400					原小学校	770	400				
宮内小学校	770	400					宮内小学校	770	400				
地御前小学校	770	400					地御前小学校	770	400				
佐方小学校	770	400					佐方小学校	770	400				
阿品台東小学校	770	400					阿品台東小学校	770	400				
阿品台西小学校	770	400					阿品台西小学校	770	400				
金剛寺小学校	770	400					金剛寺小学校	770	400				
宮園小学校	770	400					宮園小学校	770	400				
四季が丘小学校	770	400					四季が丘小学校	770	400				
友和小学校	770	400					友和小学校	770	400				
津田小学校	380	400					津田小学校	380	400				
吉和小学校	770	400				190	吉和小学校	770	400				190
大野東小学校	770	400					大野東小学校	770	400				
大野西小学校	770	400					大野西小学校	770	400				
宮島小学校	380	400				190	宮島小学校	380	400				190
廿日市中学校	770	400	290				廿日市中学校	770	400	290			
七尾中学校	770	400	140				七尾中学校	770	400	140			
阿品台中学校	770	400	290				阿品台中学校	770	400	290			
野坂中学校	770	400	290				野坂中学校	770	400	290			
四季が丘中学校	770	400	290				四季が丘中学校	770	400	290			
佐伯中学校	770	400	290			190	佐伯中学校	770	400	290			190
大野中学校	770	400	290			190	大野中学校	770	400	290			190
大野東中学校	770	400	140			190	大野東中学校	770	400	140			190

改正後		改正前						
(削る) 備考 (略)		宮島中学校	<u>770</u>	<u>400</u>				<u>190</u>
		備考 (略)						

改正後							改正前						
別表（第6条関係）							別表（第6条関係）						
区分	使用料（1時間につき）						区分	使用料（1時間につき）					
	屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備		屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
廿日市小学校	780	400					廿日市小学校	770	400				
平良小学校	780	400		340	70		平良小学校	770	400		340	70	
原小学校	780	400					原小学校	770	400				
宮内小学校	780	400					宮内小学校	770	400				
地御前小学校	780	400					地御前小学校	770	400				
佐方小学校	780	400					佐方小学校	770	400				
阿品台東小学校	780	400					阿品台東小学校	770	400				
阿品台西小学校	780	400					阿品台西小学校	770	400				
金剛寺小学校	780	400					金剛寺小学校	770	400				
宮園小学校	780	400					宮園小学校	770	400				
四季が丘小学校	780	400					四季が丘小学校	770	400				
友和小学校	780	400					友和小学校	770	400				
津田小学校	390	400					津田小学校	380	400				
吉和小学校	780	400				190	吉和小学校	770	400				190
大野東小学校	780	400					大野東小学校	770	400				
大野西小学校	780	400					大野西小学校	770	400				
宮島小学校	390	400				190	宮島小学校	380	400				190
廿日市中学校	780	400	290				廿日市中学校	770	400	290			
七尾中学校	780	400	140				七尾中学校	770	400	140			
阿品台中学校	780	400	290				阿品台中学校	770	400	290			
野坂中学校	780	400	290				野坂中学校	770	400	290			
四季が丘中学校	780	400	290				四季が丘中学校	770	400	290			
佐伯中学校	780	400	290			190	佐伯中学校	770	400	290			190
大野中学校	780	400	290			190	大野中学校	770	400	290			190
大野東中学校	780	400	140			190	大野東中学校	770	400	140			190

改正後	改正前
備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。	備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
昭北グラウンド	1時間につき	<u>650円</u>	昭北グラウンド	1時間につき	<u>640円</u>
阿品台野球場	1時間につき	<u>650円</u>	阿品台野球場	1時間につき	<u>640円</u>
宮園野球場	1時間につき	<u>650円</u>	宮園野球場	1時間につき	<u>640円</u>
宮園テニスコート	1面1時間につき	430円	宮園テニスコート	1面1時間につき	430円
四季が丘テニスコート	1面1時間につき	430円	四季が丘テニスコート	1面1時間につき	430円
吉和グラウンド	1時間につき	<u>650円</u>	吉和グラウンド	1時間につき	<u>640円</u>
小田島テニスコート	1面1時間につき	430円	小田島テニスコート	1面1時間につき	430円
小田島多目的広場	1時間につき	280円	小田島多目的広場	1時間につき	280円
小田島グラウンド	1時間につき	<u>650円</u>	小田島グラウンド	1時間につき	<u>640円</u>
昭北グラウンド照明設備	1回につき	<u>6,410円</u>	昭北グラウンド照明設備	1回につき	<u>6,300円</u>
阿品台野球場照明設備	全点灯1回につき	<u>7,480円</u>	阿品台野球場照明設備	全点灯1回につき	<u>7,350円</u>
	2分の1点灯1回につき	<u>3,200円</u>		2分の1点灯1回につき	<u>3,150円</u>
宮園野球場照明設備	全点灯1回につき	<u>7,480円</u>	宮園野球場照明設備	全点灯1回につき	<u>7,350円</u>
	2分の1点灯1回につき	<u>3,200円</u>		2分の1点灯1回につき	<u>3,150円</u>
吉和グラウンド照明設備	全点灯1時間につき	<u>2,070円</u>	吉和グラウンド照明設備	全点灯1時間につき	<u>2,040円</u>
	2分の1点灯1時間につき	<u>1,030円</u>		2分の1点灯1時間につき	<u>1,020円</u>
備考 1～3 （略）			備考 1～3 （略）		

改正後							改正前								
別表（第10条関係）							別表（第10条関係）								
区分		利用料金の範囲						区分		利用料金の範囲					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで			9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
大ホール	平日	19,830円 から36,820円まで	26,200円 から48,650円まで	33,380円 から61,990円まで	36,820円 から68,390円まで	47,670円 から88,540円まで	63,550円 から118,020円まで	大ホール	平日	19,470円 から36,160円まで	25,720円 から47,700円まで	32,780円 から60,870円まで	36,160円 から67,150円まで	46,810円 から86,940円まで	62,390円 から115,880円まで
	土曜日、日曜日及び休日	23,800円 から44,200円まで	31,430円 から58,380円まで	40,040円 から74,370円まで	44,160円 から82,010円まで	57,190円 から106,210円まで	76,200円 から141,500円まで		土曜日、日曜日及び休日	23,370円 から43,400円まで	30,870円 から57,330円まで	39,310円 から73,020円まで	43,360円 から80,530円まで	56,150円 から104,280円まで	74,820円 から138,950円まで
	大ホール（間仕切をして利用する場合）	平日	14,670円 から27,240円まで	19,310円 から35,860円まで	24,540円 から45,590円まで	27,160円 から50,450円まで	35,100円 から65,190円まで		46,850円 から87,020円まで	大ホール（間仕切をして利用する場合）	平日	14,400円 から26,750円まで	18,960円 から35,210円まで	24,100円 から44,770円まで	26,670円 から49,540円まで
大ホール（舞台のみを利用する場合）	平日	7,330円 から13,620円まで	9,650円 から17,920円まで	12,270円 から22,780円まで	13,580円 から25,220円まで	17,540円 から32,590円まで	23,420円 から43,490円まで	大ホール（舞台のみを利用する場合）	平日	7,200円 から13,370円まで	9,470円 から17,600円まで	12,050円 から22,380円まで	13,330円 から24,760円まで	17,230円 から32,000円まで	23,000円 から42,710円まで
	土曜日、日曜日及び休日	8,780円 から16,310円まで	11,590円 から21,540円まで	14,740円 から27,370円まで	16,310円 から30,300円まで	21,060円 から39,110円まで	28,100円 から52,190円まで		土曜日、日曜日及び休日	8,630円 から16,020円まで	11,380円 から21,150円まで	14,470円 から26,880円まで	16,020円 から29,750円まで	20,680円 から38,410円まで	27,590円 から51,240円まで
	小ホール	平日	5,390円 から10,010円まで	7,100円 から13,190円まで	9,050円 から16,800円まで	10,030円 から18,620円まで	12,940円 から24,030円まで		17,210円 から31,960円まで	小ホール	平日	5,290円 から9,820円まで	6,970円 から12,960円まで	8,890円 から16,510円まで	9,840円 から18,290円まで
小ホール	土曜日、日曜日及び休日	6,430円 から11,940円まで	8,530円 から15,840円まで	10,850円 から20,150円まで	11,970円 から22,240円まで	15,490円 から28,760円まで	20,650円 から38,360円まで	小ホール	土曜日、日曜日及び休日	6,320円 から11,740円まで	8,370円 から15,540円まで	10,650円 から19,780円まで	11,760円 から21,840円まで	15,210円 から28,240円まで	20,280円 から37,670円まで

改正後								改正前							
	曜日及び休日	円まで	40円まで	0円まで	0円まで	0円まで	0円まで		曜日及び休日	30円まで	60円まで	0円まで	0円まで	0円まで	0円まで
リハーサル室		1,860円から3,450円まで	2,390円から4,440円まで	3,050円から5,680円まで	3,430円から6,380円まで	4,340円から8,060円まで	5,830円から10,840円まで	リハーサル室		1,830円から3,400円まで	2,350円から4,360円まで	3,010円から5,590円まで	3,380円から6,270円まで	4,260円から7,910円まで	5,730円から10,640円まで
練習室 1		510円から960円まで	660円から1,230円まで	810円から1,520円まで	960円から1,790円まで	1,190円から2,220円まで	1,640円から3,050円まで	練習室 1		510円から940円まで	650円から1,220円まで	800円から1,490円まで	950円から1,760円まで	1,170円から2,180円まで	1,610円から3,000円まで
練習室 2		510円から960円まで	740円から1,370円まで	890円から1,660円まで	1,040円から1,930円まで	1,340円から2,490円まで	1,710円から3,180円まで	練習室 2		510円から940円まで	730円から1,360円まで	880円から1,630円まで	1,020円から1,910円まで	1,320円から2,450円まで	1,680円から3,130円まで
練習室 3		290円から540円まで	360円から670円まで	440円から830円まで	510円から960円まで	660円から1,230円まで	890円から1,660円まで	練習室 3		290円から540円まで	360円から670円まで	440円から810円まで	510円から940円まで	650円から1,220円まで	880円から1,630円まで
楽屋 1		510円から960円まで	660円から1,230円まで	810円から1,520円まで	960円から1,790円まで	1,190円から2,220円まで	1,640円から3,050円まで	楽屋 1		510円から940円まで	650円から1,220円まで	800円から1,490円まで	950円から1,760円まで	1,170円から2,180円まで	1,610円から3,000円まで
楽屋 2		140円から270円まで	210円から400円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	360円から670円まで	440円から830円まで	楽屋 2		140円から270円まで	210円から400円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	360円から670円まで	440円から810円まで
楽屋 3		140円から270円まで	210円から400円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	360円から670円まで	440円から830円まで	楽屋 3		140円から270円まで	210円から400円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	360円から670円まで	440円から810円まで
楽屋 4		290円から540円まで	360円から670円まで	440円から830円まで	510円から960円まで	660円から1,230円まで	890円から1,660円まで	楽屋 4		290円から540円まで	360円から670円まで	440円から810円まで	510円から940円まで	650円から1,220円まで	880円から1,630円まで
楽屋 5		290円から540円まで	360円から670円まで	440円から830円まで	510円から960円まで	660円から1,230円まで	890円から1,660円まで	楽屋 5		290円から540円まで	360円から670円まで	440円から810円まで	510円から940円まで	650円から1,220円まで	880円から1,630円まで
楽屋 6		140円から270円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	290円から540円まで	440円から830円まで	510円から960円まで	楽屋 6		140円から270円まで	210円から400円まで	290円から540円まで	290円から540円まで	440円から810円まで	510円から940円まで

改正後							改正前						
楽屋 7	140円から 270円まで	210円か ら400円 まで	290円から 540円まで	290円から 540円まで	440円から 830円まで	510円から 960円まで	楽屋 7	140円か ら270円 まで	210円か ら400円 まで	290円から 540円まで	290円から 540円まで	440円から 810円まで	510円から 940円まで
楽屋 8	740円から 1, 370円ま で	960円か ら1, 790 円まで	1, 190円か ら2, 220円 まで	1, 340円か ら2, 490円 まで	1, 710円か ら3, 180円 まで	2, 310円か ら4, 300円 まで	楽屋 8	730円か ら1, 360 円まで	950円か ら1, 760 円まで	1, 170円か ら2, 180円 まで	1, 320円か ら2, 450円 まで	1, 680円か ら3, 130円 まで	2, 270円か ら4, 220円 まで
会議室	1, 260円か ら2, 350円 まで	1, 710円 から3, 18 0円まで	2, 160円か ら4, 010円 まで	2, 980円か ら5, 550円 まで	3, 890円か ら7, 220円 まで	5, 150円か ら9, 580円 まで	会議室	1, 240円 から2, 31 0円まで	1, 680円 から3, 13 0円まで	2, 120円か ら3, 950円 まで	2, 940円か ら5, 460円 まで	3, 820円か ら7, 090円 まで	5, 060円か ら9, 410円 まで
附属設備	市長が定める範囲						附属設備	市長が定める範囲					
備考 1 ～ 3 (略)							備考 1 ～ 3 (略)						

改正後					改正前				
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）				
1 （略）					1 （略）				
2 利用料金					2 利用料金				
区分	利用料金の範囲				区分	利用料金の範囲			
	午前	午後	1日	2日以上連続して利用する場合の1日当たりの利用料金の範囲		午前	午後	1日	2日以上連続して利用する場合の1日当たりの利用料金の範囲
	10時から13時まで	13時から18時まで	10時から18時まで	10時から18時まで		10時から13時まで	13時から18時まで	10時から18時まで	10時から18時まで
第1展示室	平日	440円から830円まで	740円から1,370円まで	1,040円から1,930円まで	第1展示室	平日	440円から810円まで	730円から1,190円まで	1,020円から1,910円まで
	土曜日、日曜日及び休日	510円から960円まで	890円から1,660円まで	1,260円から2,350円まで		土曜日、日曜日及び休日	510円から940円まで	880円から1,630円まで	1,240円から2,310円まで
第2展示室	平日	510円から960円まで	890円から1,660円まで	1,260円から2,350円まで	第2展示室	平日	510円から940円まで	880円から1,630円まで	1,240円から2,310円まで
	土曜日、日曜日及び休日	590円から1,100円まで	1,040円から1,930円まで	1,490円から2,760円まで		土曜日、日曜日及び休日	580円から1,090円まで	1,020円から1,910円まで	1,470円から2,730円まで
第3展示室	平日	960円から1,790円まで	1,560円から2,910円まで	2,310円から4,300円まで	第3展示室	平日	950円から1,760円まで	1,540円から2,860円まで	2,270円から4,220円まで
	土曜日、日曜日及び休日	1,190円から2,220円まで	1,860円から3,450円まで	2,760円から5,130円まで		土曜日、日曜日及び休日	1,170円から2,180円まで	1,830円から3,400円まで	2,710円から5,040円まで
附属設備		市長が定める範囲			附属設備		市長が定める範囲		

改正後	改正前
備考 1・2 (略)	備考 1・2 (略)

改正後							改正前						
別表（第5条関係）							別表（第5条関係）						
区分	入館料（1人1回につき）						区分	入館料（1人1回につき）					
	個人			団体（15人以上の場合）				個人			団体（15人以上の場合）		
	一般	高校生	小学生及び中学生	一般	高校生	小学生及び中学生		一般	高校生	小学生及び中学生	一般	高校生	小学生及び中学生
通常展示	300円	170円	無料	210円	120円	無料	通常展示	300円	170円	150円	210円	120円	100円
特別展示	1,000円以内で市長が定める額						特別展示	1,000円以内で市長が定める額					
備考 1～4（略）							備考 1～4（略）						

改正後								改正前							
別表（第7条関係）								別表（第7条関係）							
区分		使用料の額						区分		使用料の額					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時30分 まで	9時から17 時まで	13時から21 時30分まで	9時から 21時30分 まで			9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時30分 まで	9時から17 時まで	13時から21 時30分まで	9時から 21時30分 まで
ホール	平日	6,160円	8,120円	9,050円	11,470円	13,770円	18,650円	ホール	平日	6,050円	7,980円	8,890円	11,270円	13,520円	18,320円
	土曜日、 日曜日及 び休日	7,360円	9,750円	10,850円	13,690円	16,470円	22,380円		土曜日、 日曜日及 び休日	7,230円	9,580円	10,660円	13,450円	16,180円	21,980円
ホール （舞 台の みを 使用 する 場 合）	平日	1,660円	2,180円	2,440円	3,090円	3,710円	5,030円	ホール （舞 台の みを 使用 する 場 合）	平日	1,630円	2,150円	2,400円	3,040円	3,650円	4,940円
	土曜日、 日曜日及 び休日	1,980円	2,620円	2,920円	3,690円	4,440円	6,030円		土曜日、 日曜日及 び休日	1,950円	2,580円	2,870円	3,630円	4,360円	5,930円
楽屋		170円	250円	220円	340円	400円	490円	楽屋		170円	250円	220円	340円	400円	490円
練習室		600円	850円	900円	1,210円	1,440円	1,870円	練習室		590円	840円	890円	1,190円	1,420円	1,840円
附属設備		市長が定める額						附属設備		市長が定める額					
備考								備考							
1～4（略）								1～4（略）							

改正後				改正前			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
1 施設の利用料金				1 施設の利用料金			
区分		単位	利用料金の範囲	区分		単位	利用料金の範囲
サッカー場	小人が利用する場合	1時間までごとに	720円から1,520円まで	サッカー場	小人が利用する場合	1時間までごとに	700円から1,500円まで
	大人が利用する場合		1,440円から3,040円まで		大人が利用する場合		1,400円から3,000円まで
備考				備考			
1～7（略）				1～7（略）			
2 附属設備の利用料金				2 附属設備の利用料金			
区分		単位	利用料金の範囲	区分		単位	利用料金の範囲
照明設備	メイングラウンド	1時間までごとに	2,160円から4,560円まで	照明設備	メイングラウンド	1時間までごとに	2,100円から4,500円まで
	サブグラウンド		210円から450円まで		サブグラウンド		210円から450円まで
シャワー		市長が定める範囲		シャワー		市長が定める範囲	
備考				備考			
1・2（略）				1・2（略）			

改正後				改正前			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
区分		単位	利用料金の範囲	区分		単位	利用料金の範囲
大人1人		1ラウンド	500円から1,310円まで	大人1人		1ラウンド	500円から1,300円まで
		1ラウンド追加料金	150円から390円まで			1ラウンド追加料金	150円から390円まで
小人1人		1ラウンド	250円から650円まで	小人1人		1ラウンド	250円から650円まで
		1ラウンド追加料金	70円から190円まで			1ラウンド追加料金	70円から190円まで
団体（12人以上）	大人1人	1ラウンド	450円から1,180円まで	団体（12人以上）	大人1人	1ラウンド	450円から1,170円まで
		1ラウンド追加料金	130円から350円まで			1ラウンド追加料金	130円から350円まで
	小人1人	1ラウンド	220円から580円まで		小人1人	1ラウンド	220円から580円まで
		1ラウンド追加料金	60円から170円まで			1ラウンド追加料金	60円から170円まで
シャワー		1回	市長が定める範囲	シャワー		1回	市長が定める範囲
備考（略）				備考（略）			

改正後							改正前						
別表（第9条関係） 施設使用料 はつかいち市民大野図書館							別表（第9条関係） 施設使用料 はつかいち市民大野図書館						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで		9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
大研修室1	<u>円</u> 820	<u>円</u> 940	<u>円</u> 1,050	<u>円</u> 1,890	<u>円</u> 2,000	<u>円</u> 2,950	大研修室1	<u>円</u> 810	<u>円</u> 930	<u>円</u> 1,040	<u>円</u> 1,860	<u>円</u> 1,970	<u>円</u> 2,900
大研修室2	<u>820</u>	<u>940</u>	<u>1,050</u>	<u>1,890</u>	<u>2,000</u>	<u>2,950</u>	大研修室2	<u>810</u>	<u>930</u>	<u>1,040</u>	<u>1,860</u>	<u>1,970</u>	<u>2,900</u>
大研修室3	<u>820</u>	<u>940</u>	<u>1,050</u>	<u>1,890</u>	<u>2,000</u>	<u>2,950</u>	大研修室3	<u>810</u>	<u>930</u>	<u>1,040</u>	<u>1,860</u>	<u>1,970</u>	<u>2,900</u>
第1展示室	<u>420</u>	<u>480</u>	<u>550</u>	<u>970</u>	<u>1,030</u>	<u>1,520</u>	第1展示室	<u>420</u>	<u>480</u>	<u>540</u>	<u>960</u>	<u>1,020</u>	<u>1,500</u>
第2展示室	<u>830</u>	<u>950</u>	<u>1,070</u>	<u>1,920</u>	<u>2,030</u>	<u>3,000</u>	第2展示室	<u>820</u>	<u>940</u>	<u>1,060</u>	<u>1,890</u>	<u>2,000</u>	<u>2,950</u>
備考 1～4（略）							備考 1～4（略）						

改正後				改正前			
（水道料金） 第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、次の表の規定により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、使用者からこれを徴収する。 （1） 通常の使用の場合				（水道料金） 第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、次の表の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、使用者からこれを徴収する。 （1） 通常の使用の場合			
<u>基本水量</u> （1月につき）	<u>基本料金</u> （1月につき）	<u>超過水量</u> （1月につき）	<u>超過料金（1立方メートルにつき）</u>	<u>基本水量</u> （1月につき）	<u>基本料金</u> （1月につき）	<u>超過水量</u> （1月につき）	<u>超過料金（1立方メートルにつき）</u>
10立方メートルまで	1,281円50銭	10立方メートルを超え15立方メートルまで	169円40銭	10立方メートルまで	1,165円	10立方メートルを超え15立方メートルまで	154円
		15立方メートルを超え20立方メートルまで	209円			15立方メートルを超え20立方メートルまで	190円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	222円20銭			20立方メートルを超え30立方メートルまで	202円
		30立方メートルを超えるもの	228円80銭			30立方メートルを超えるもの	208円
（2） 臨時又は消防演習用若しくは貯水槽の清掃に使用する場合				（2） 臨時又は消防演習用若しくは貯水槽の清掃に使用する場合			
<u>区分</u>		<u>料金（1立方メートルにつき）</u>		<u>区分</u>		<u>料金（1立方メートルにつき）</u>	
臨時に使用する場合		715円		臨時に使用する場合		650円	
消防演習用又は貯水槽の清掃に使用する場合		228円80銭		消防演習用又は貯水槽の清掃に使用する場合		208円	
（メーターの使用料） 第33条 市が貸与するメーターの使用料は、1月につき次の表に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、使用者から徴収する。				（メーターの使用料） 第33条 市が貸与するメーターの使用料は、1月につき次の表に定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、使用者から徴収する。			
<u>口径</u>		<u>使用料</u>		<u>口径</u>		<u>使用料</u>	
13ミリメートル		104円50銭		13ミリメートル		95円	
20ミリメートル		143円		20ミリメートル		130円	

改正後		改正前	
25ミリメートル	176円	25ミリメートル	160円
40ミリメートル	401円50銭	40ミリメートル	365円
50ミリメートル	1,353円	50ミリメートル	1,230円
75ミリメートル	1,771円	75ミリメートル	1,610円
100ミリメートル	2,255円	100ミリメートル	2,050円
150ミリメートル	3,630円	150ミリメートル	3,300円
200ミリメートル	5,082円	200ミリメートル	4,620円
250ミリメートル	11,000円	250ミリメートル	10,000円
300ミリメートル以上	市長が別に定める額	300ミリメートル以上	市長が別に定める額
2・3 (略) (施設整備納付金) 第33条の2 給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径する者は、メーターの口径の区分に従い、次の表に掲げる額を施設整備納付金（以下「納付金」という。）として納付しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径する者が納付すべき納付金額は、新口径に係る納付金額と旧口径に係る納付金額との差額に相当する額とする。		2・3 (略) (施設整備納付金) 第33条の2 給水装置を新設し、又はメーターの口径を増径する者は、メーターの口径の区分に従い、次の表に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を施設整備納付金（以下「納付金」という。）として納付しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径する者が納付すべき納付金額は、新口径に係る納付金額と旧口径に係る納付金額との差額に相当する額とする。	
メーターの口径	納付金額	メーターの口径	納付金額
13ミリメートル	55,000円	13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	137,500円	20ミリメートル	125,000円
25ミリメートル	253,000円	25ミリメートル	230,000円
40ミリメートル	880,000円	40ミリメートル	800,000円
50ミリメートル	1,650,000円	50ミリメートル	1,500,000円
75ミリメートル	4,840,000円	75ミリメートル	4,400,000円
100ミリメートル	9,680,000円	100ミリメートル	8,800,000円
150ミリメートル	26,400,000円	150ミリメートル	24,000,000円
150ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額	150ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額
2・3 (略)		2・3 (略)	

議案第22号

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市墓地設置及び管理条例（昭和37年条例第11号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（設置及び名称） 第2条 本市に墓地を設置し、その名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 <u>（施設）</u> 第3条 <u>第三霊峯墓苑に樹木葬墓及び合葬墓を、その他の墓地に墓所を置く。</u> （使用の目的） 第4条 <u>墓所は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできない。</u> <u>2 樹木葬墓及び合葬墓は、焼骨の埋蔵の用に供する目的以外に使用することはできない。</u> <u>（使用許可）</u> 第5条 <u>墓所、樹木葬墓及び合葬墓（以下「墓所等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。</u> （削る） <u>2 市長は、使用許可に墓地の管理上必要な条件を付することができる。</u> （削る） <u>（使用期間）</u> 第6条 <u>墓所等の使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</u>	（設置及び名称） 第2条 本市に墓地を設置し、その名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。 （新設） （使用の目的） 第2条の2 <u>墓地は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできない。</u> （新設） <u>（墓地使用の許可等）</u> 第3条 <u>墓地</u> <u>を使用しようとする者は、次の事項を記載した書類を、市長に提出して、その許可を受けなければならない。</u> <u>（1） 使用目的</u> <u>（2） 墓地の名称</u> <u>（3） 必要な面積</u> （新設） 第4条 <u>墓地の使用は、市内に住所を有する者に限る。ただし、本市に本籍を有する者である場合又は市内にある既設の墓石の移転その他市長が相当の理由があると認めた場合は、市外に住所を有する者に対しても使用を許可することができる。</u> <u>2 墓地の使用面積は、使用者1人につき5.84平方メートルを超えてはならない。</u> （新設）

改正後	改正前
当該使用者に係る使用許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。 (2) <u>使用許可</u>を受けた後1年を経過しても使用しないとき。ただし、<u>墓所</u>において碑表その他囲障等を設けたとき又は生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けたときは、この限りでない。 (3) <u>墓所</u>又は樹木葬墓の使用者の住所が10年間不明のとき。 (4) <u>墓所</u>又は樹木葬墓の使用者が死亡した日から2年を経過しても使用権の<u>承継</u>をする者がいないとき。 (5) <u>使用地</u>（使用許可を受けた墓所等をいう。次条において同じ。）を第4条に規定する目的以外に使用したとき。 (6) <u>樹木葬墓</u>の使用者が、第17条に規定する管理料を3年間納付しないとき。 2 <u>生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けた者が死亡した日から5年を経過しても当該者の焼骨を埋蔵しないときは、当該使用許可は、その効力を失う。</u> （使用地の変更） 第10条（略） 2 前項の変更を命じたときは、これに相当する<u>他の墓所等</u>（以下「代替墓地」という。）を代替として使用させることができる。 3 前項の代替墓地がないときであつても、<u>当該使用地</u>はこれを返還しなければならない。 （焼骨の不返還） 第11条 <u>合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。</u> （墓所等の返還） 第12条 <u>使用許可を受けた墓所等が不要になつた場合、更新許可を受けなかつた場合又は第9条第1項の規定により使用許可を取り消された場合には、使用者は、これを原形に復して返還しなければならない。ただし、使用者が原形に復しないときは、市において施行し、使用者はその費用を賠償しなければならない。</u> （住所又は氏名変更の届出）	<u>使用許可</u>を取り消すことができる。 (1) この条例_____に違反したとき。 (2) <u>許可</u>を受けた後1年を経過しても使用しないとき。ただし、<u>碑表</u>_____その他囲障等を設けたとき_____は、この限りでない。 (3) <u>使用者</u>_____の住所が10年間不明のとき。 (4) <u>使用者</u>_____が死亡した日から2年を経過しても使用権の<u>継承</u>をする者がいないとき。 (5) <u>使用地</u>を第2条の2以外の目的_____に使用したとき。 (6) <u>使用地</u>を転貸したとき。 （新設） （使用地の変更） 第6条（略） 2 前項の変更を命じたときは、これに相当する<u>他の墓地</u>（以下「代替墓地」という。）を代替として使用させることができる。 3 前項の代替墓地がないときであつても、<u>当該墓地</u>はこれを返還しなければならない。 （新設） （墓地の返還） 第7条 <u>使用許可を受けた墓地</u>が不要になつた場合_____又は第5条_____の規定により<u>使用の許可</u>を取り消された場合には、使用者は、これを原形に復して返還しなければならない。ただし、使用者が原形に復しないときは、市において施行し、使用者はその費用を賠償しなければならない。 （住所又は氏名変更の届出）

改正後	改正前
第13条 墓所、樹木葬墓又は合葬墓（生前申込みによる場合に限る。）の使用者がその住所又は氏名を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。 （削る） （転貸等の禁止） 第14条 使用者は、次条に定める場合を除くほか、墓所等を他の者に貸し、又はその使用する権利（以下「使用権」という。）を他の者に譲渡してはならない。 （使用権の承継） 第15条 墓所及び樹木葬墓の使用権は、使用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わつて祭祀を主宰する者が、市長の許可を得て承継することができる。 （使用料） 第16条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑、中空墓苑、浄郷墓苑、城山墓苑、裏ヶ嶽墓苑、三軒屋墓苑及び八坂墓苑の使用者は、別表第2に定める額の使用料を使用許可又は更新許可を受けた際に支払わなければならない。 （管理料） 第17条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑及び第三霊峯墓苑の使用者は、別表第3に定める額の管理料を別に定める期日までに支払わなければならない。 （削る）	第8条 使用者が、その 住所又は氏名を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。 （使用権の継承） 第9条 墓地使用権は、相続による場合のほか譲渡することができない。ただし、祭事等を行う者で、使用権の継承を相当と認められ、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。 （新設） （新設） （使用料） 第10条 市長は、榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、中空墓苑、浄郷墓苑、城山墓苑、裏ヶ嶽墓苑、三軒屋墓苑及び八坂墓苑について、1平方メートルにつき330,000円の使用料を1回限り使用許可証交付の際徴収する。 （管理料） 第11条 市長は、榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑及び第二霊峯墓苑について、1区画につき128,000円の管理料を1回限り使用許可証交付の際徴収する。 （使用料等の減免） 第12条 市長は、墓地を使用しようとする者が廿日市市のために顕著な功績のあつた者若しくは市民の永久に崇敬すべき事績のあつた者の碑石を設置するとき、又は特別の理由があると認めたときは、使用料及び管理料を減免することができる。

改正後	改正前												
<u>(使用料等の減免)</u> <u>第18条</u> 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>墓所等の使用料及び管理料の全部又は一部を減免することができる。</u> (使用料等の還付等) <u>第19条</u> 既納の使用料及び管理料（以下「既納使用料等」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>既納使用料等の全部又は一部</u> を還付することができる。 (1) <u>第10条第3項の規定により墓所等の返還があつたとき。</u> (2) <u>使用許可後1年以内において使用者が未使用で墓所等を返還したとき。</u> (無縁墳墓等の改葬) <u>第20条</u> 市長は、<u>第9条第1項第3号及び第4号の規定により墓所又は樹木葬墓の使用許可を取り消したときは、墳墓に埋葬された死体又は埋蔵された焼骨を一定の場所に改葬することができる。</u> <u>2</u> 市長は、<u>樹木葬墓の使用者が更新許可を受けず第12条の規定により当該樹木葬墓を返還した場合は、当該樹木葬墓に埋蔵された焼骨を合葬墓に改葬することができる。</u> (補償及び補修) <u>第21条</u> (略) 2 (略) (過料) <u>第22条</u> <u>使用許可</u> を受けないで<u>墓所等</u>を使用した者は、5万円以下の過料に処する。 (委任) <u>第23条</u> (略) <u>別表第1</u> (第2条関係) <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第二霊峯墓苑</td><td>廿日市市宮内840番地1</td></tr> </table>	名 称	位 置	(略)		第二霊峯墓苑	廿日市市宮内840番地1	(新設) (使用料等の還付等) <u>第13条</u> 既納の使用料及び管理料（以下「既納使用料等」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該各号に定める額の既納使用料等</u>を還付することができる。 (1) <u>第6条第3項の規定により墓地</u> の返還があつたときは、<u>既納使用料等相当額</u> (2) <u>使用許可後1年以内において使用者が未使用で墓地</u> を返還したときは、<u>既納使用料等相当額</u> (無縁墳墓 の改葬) <u>第14条</u> 市長は、<u>第5条第3号</u> 及び第4号の規定により<u>墓地</u> の使用許可を取り消したときは、墳墓に埋葬された死体又は<u>焼骨</u> を一定の場所に改葬することができる。 (新設) (補償及び補修) <u>第14条の2</u> (略) 2 (略) (過料) <u>第15条</u> <u>第3条の許可</u>を受けないで<u>墓地</u> を使用した者は、5万円以下の過料に処する。 (委任) <u>第16条</u> (略) <u>別表</u> (第2条関係) <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第二霊峯墓苑</td><td>廿日市市宮内840番地1</td></tr> </table>	名 称	位 置	(略)		第二霊峯墓苑	廿日市市宮内840番地1
名 称	位 置												
(略)													
第二霊峯墓苑	廿日市市宮内840番地1												
名 称	位 置												
(略)													
第二霊峯墓苑	廿日市市宮内840番地1												

改正後			改正前	
第三霊峯墓苑 廿日市市宮内3995番地 (略)			(新設) (略)	
別表第2（第16条関係）			(新設)	
区 分	単 位	使用料		
墓所	1 平方メートルにつき	330,000円		
	永年			
樹木葬墓（使用許可による場合）	1 区画につき 30年間	250,000円		
樹木葬墓（更新許可による場合）	1 区画につき 30年間	50,000円		
合葬墓	1 体につき 永年	50,000円		
別表第3（第17条関係）				
区 分	単 位	管理料		
墓所	1 区画につき 永年	128,000円		
樹木葬墓	1 区画につき 3年ご	12,000円		
	とに			

改正後	改正前																								
（使用料） 第16条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑_____、浄郷墓苑、城山墓苑_____、三軒屋墓苑及び八坂墓苑の使用者は、別表第２に定める額の使用料を使用許可又は更新許可を受けた際に支払わなければならない 別表第１（第２条関係）	（使用料） 第16条 榎之窪墓地、金剛寺墓地、阿品墓地、峰高墓地、称言寺墓苑、霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑、<u>中空墓苑</u>、浄郷墓苑、城山墓苑、<u>裏ヶ嶽墓苑</u>、三軒屋墓苑及び八坂墓苑の使用者は、別表第２に定める額の使用料を使用許可又は更新許可を受けた際に支払わなければならない。 別表第１（第２条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(削る)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(削る)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		(削る)		(略)		(削る)		(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td><u>中空墓苑</u></td><td><u>廿日市市大野1262番地18</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td><u>裏ヶ嶽墓苑</u></td><td><u>廿日市市大野1220番地15</u></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		<u>中空墓苑</u>	<u>廿日市市大野1262番地18</u>	(略)		<u>裏ヶ嶽墓苑</u>	<u>廿日市市大野1220番地15</u>	(略)	
名 称	位 置																								
(略)																									
(削る)																									
(略)																									
(削る)																									
(略)																									
名 称	位 置																								
(略)																									
<u>中空墓苑</u>	<u>廿日市市大野1262番地18</u>																								
(略)																									
<u>裏ヶ嶽墓苑</u>	<u>廿日市市大野1220番地15</u>																								
(略)																									

議案第 2 3 号

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例（平成 6 年条例第 1 6 号）（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表（第 8 条関係）			別表（第 8 条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
	2 時間まで	2 時間を超える 1 時間まで ごとに		2 時間まで	2 時間を超える 1 時間まで ごとに
ホール	1, 470円	730円	ホール	1, 470円	730円
			<u>会議室</u>	<u>270円</u>	<u>130円</u>
附属設備	実費を基準として、市長が定める額		附属設備	実費を基準として、市長が定める額	

議案第 2 4 号

廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成 2 4 年条例第 3 5 号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第12条第 2 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（7） （略） （8） 技術士法（昭和58年法律第25号）第 4 条第 1 項の第 2 次試験の技術部門のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 2 （略）	（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第12条第 2 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（7） （略） （8） 技術士法（昭和58年法律第25号）第 4 条第 1 項の第 2 次試験の技術部門のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 2 （略）

議案第25号

はつかいちアルカディア設置及び管理条例を廃止する条例案新旧対照表

○廿日市市公共施設における禁煙等推進条例（平成30年条例第33号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（適用除外） 第7条 次に掲げる公共施設については、前条の規定は適用しない。 （1） 略 （削る） <u>（2）</u> 略 <u>（3）</u> 略 <u>（4）</u> 略 <u>（5）</u> 略 <u>（6）</u> 略 <u>（7）</u> 略 <u>（8）</u> 略 <u>（9）</u> 略 <u>（10）</u> 略	（適用除外） 第7条 次に掲げる公共施設については、前条の規定は適用しない。 （1） 略 <u>（2） はつかいちアルカディア</u> <u>（3）</u> 略 <u>（4）</u> 略 <u>（5）</u> 略 <u>（6）</u> 略 <u>（7）</u> 略 <u>（8）</u> 略 <u>（9）</u> 略 <u>（10）</u> 略 <u>（11）</u> 略

※はつかいちアルカディア設置及び管理条例を廃止する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

過疎地域自立促進計画の変更について 新旧対照表

○過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年 3 月）

（下線の部分は改正部分）

変更後

2産業の振興

(3)計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1産業の 振興	(8)観光又はレク リエーション	宮島おもてなしトイレ整備事業	廿日市市	
		包ヶ浦自然公園集団施設地区再 整備事業	廿日市市	
		宮島観光サイン整備事業	廿日市市	
		公園整備事業（再掲）	廿日市市	
		宮島公衆トイレ改修事業	廿日市市 (広島県)	

4生活環境の整備

(2)その対策

ウ消防・防災

○避難行動要支援者の個人情報の集積、協定支援団体への情報提供を行
う「災害時要援護者避難支援システム」の改修、名簿作成、地域での支
援体制づくり（支援者探し）など、日常的な地域での支え合いや情報共
有の仕組みの構築に取り組みます。

○車両・資機材、水利施設及び通信システム等の更新・整備を計画的に
行い、災害時の防災拠点の整備を進めます。

○大規模災害が発生した場合でも、災害応急対策と優先度の高い通常業
務を遂行できるよう、業務継続計画を策定します。

変更前

2産業の振興

(3)計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1産業の 振興	(8)観光又はレク リエーション	宮島おもてなしトイレ整備事業	廿日市市	
		包ヶ浦自然公園集団施設地区再 整備事業	廿日市市	
		宮島観光サイン整備事業	廿日市市	
		公園整備事業（再掲）	廿日市市	
		(新設)		

4生活環境の整備

(2)その対策

ウ消防・防災

○避難行動要支援者の個人情報の集積、協定支援団体への情報提供を行
う「災害時要援護者避難支援システム」の改修、名簿作成、地域での支
援体制づくり（支援者探し）など、日常的な地域での支え合いや情報共
有の仕組みの構築に取り組みます。

○車両・資機材及び水利施設等の更新・整備を計画的に
行い、災害時の防災拠点の整備を進めます。

○大規模災害が発生した場合でも、災害応急対策と優先度の高い通常業
務を遂行できるよう、業務継続計画を策定します。

変更後					変更前				
(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）					(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(5) 消防施設	消防車両等整備事業	廿日市市 (広島市)		3 生活環境の整備	(5) 消防施設	消防車両等整備事業	廿日市市 (広島市)	
		消防水利施設整備事業	廿日市市				消防水利施設整備事業	廿日市市	
		消防通信指令管制システム整備事業	廿日市市 (広島市)				(新設)		
		消防艇係留施設整備事業	廿日市市				(新設)		
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進					5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）					(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 その他	吉和地域高齢者施設整備事業	廿日市市		4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 その他	吉和地域高齢者施設整備事業	廿日市市	
		宮島福祉センター施設整備事業	廿日市市				(新設)		